

資料 1 に記載されている文言の補足説明参考資料

ページ数	資料1該当ページ	説明文言
P1～P10	P4	「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」
P11	P5	KoCo-Biz
P13～P15	P5	企業立地促進奨励金
P17～P20	P5	箸尾準工業地域における工業用地造成事業
P21～P24	P6	特定農業振興ゾーン
P25～P32	P6	スマート農業
P33	P8	農業法人
P35～P38	P9	認定農業者
P39～P40	P9	集落営農組合
P41～P42	P9、P10	広陵町農業塾及び農業版コワーキング
P43	P9	県普及指導員
P45～P49	P10	6次産業化
P51	P10	一般社団法人広陵町産業総合振興機構(なりわい)
P52～P63	P14(参考)	広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画



みなさんと共に「いい町」づくり

[本文へ](#)
[組織から](#)
[施設から](#)
[よくある質問](#)

文字サイズ

標準

拡大

Googleカスタム検索

サイト内検索

ホーム

暮らしの情報

行政情報

施設・公園

観光・イベント

事業者の方へ

[ホーム](#)
[各課の窓口](#)
[地域振興課\[庁舎1階\]](#)
[商業関係](#)

広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

[2018年11月22日] ID:3106

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例が施行されました

平成30年第3回定例会において可決され、10月1日より「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」が施行されました。

この条例は奈良県内の市町村で初となる制定であり、町内の中小企業や小規模企業だけでなく、皆さんの生活をより良いものとするを目的としています。

■ なぜ「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」が必要なのか

本町は古くから靴下の生産など製造業の盛んな町として、企業自らの努力により経営基盤の強化などをおこない発展をとげてきました。

しかし、近年は海外製品の輸入増加など社会環境が大きく変化しており、企業にとって解決の必要な課題が数多くあります。

このような状況のなか、中小企業・小規模企業と行政、町民の皆さんや教育機関、金融機関などが協力関係を深めて経営基盤の強化などの課題解決に取り組み、「住みやすく」「働きやすく」「商売しやすい」環境にしていくため、それぞれの役割を明確化し、地域社会の向上に役立つような「がんばる中小企業・小規模企業」を今まで以上に応援するため、「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」は制定されました。

■ 「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」制定までの道のり

条例制定に向けて、事業所・関係各種団体・金融機関等に参加いただき、26回にわたる検討会やワークショップを2回開催しました。

第1回目のワークショップは平成30年6月1日に開催し、他の自治体における条例制定の事例やなぜ条例が必要なのかを参加者の皆さんに理解いただき、町へ期待することや疑問に思っていることを意見としていただきました。

第2回目のワークショップは平成30年7月24日に開催し、自社の課題や条例案への意見、条例制定後に自らがどのような取り組みをおこなえるか議論いただきました。

また、平成30年6月24日にはシンポジウムを開催し、すでに条例を制定され、先進地である愛媛県東温市の現状を講演いただくとともに、平成29年に実施した町内企業への実態調査をもとにした本町の中小企業・小規模企業における課題を皆さんと共有しました。



このような取り組みを経て、「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」は制定されました。

ワークショップにおいて挙げていただいた意見や要望、制定されました条例の全文については、下記のファイルをご覧ください。

第1回ワークショップ報告書

[\(ファイル名:20180601.pdf サイズ:417.05KB\)](#)

第2回ワークショップ報告書

 [\(ファイル名:20180724.pdf サイズ:359.64KB\)](#)

広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例

 [\(ファイル名:20181001.pdf サイズ:125.44KB\)](#)

■ 現在の取り組みについて

平成30年10月1日に施行された「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」をより推進するため、現在は条例に定められている「広陵町中小企業・小規模企業振興計画」の策定に向けたワークショップを開催しています。

平成30年10月9日に第3回目、平成30年11月8日に第4回目のワークショップを開催しておりますので、詳細については下記のファイルをご覧ください。

なお、平成31年2月5日(火)18時より役場3階大会議室にて、「広陵町中小企業・小規模企業振興計画」の最終案についてご意見をいただくワークショップの開催を予定しております。

参加を希望される方は、地域振興課 商工観光係までご連絡ください。

また後日パブリックコメントの募集もおこないますので、広報・ホームページをご覧のうえ、ご意見をお寄せください。

第3回ワークショップ報告書

 [\(ファイル名:20181009.pdf サイズ:338.39KB\)](#)

第4回ワークショップ報告書

 [\(ファイル名:20181108.pdf サイズ:364.03KB\)](#)

広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてへの別ルート

[ホーム](#) ▶ [新着情報](#) ▶

 ページの先頭へ戻る

- [サイトマップ](#)
- [サイトのご利用について](#)
- [個人情報の取り扱いについて](#)
- [アクセシビリティガイドライン](#)

広陵町 〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1 開庁時間:午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除きます)

電話: 0745-55-1001 ファックス: 0745-55-1009 E-mail: info@town.koryo.nara.jp

Copyright (C) Koryo Town All Rights Reserved.

広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例

広陵町は、奈良盆地のほぼ中央に位置し、大都市である大阪市へ直線距離で約30kmで、交通の利便性も高いことから、真美ヶ丘地区等の住宅地開発を中心にベッドタウンとして発展しており、奈良県で最も人口の多い町となっている。

本町では、町民と行政が連携して、みどり豊かな住みよい元気なまちづくりに取り組んでおり、その成果として多くの町民がまちに愛着を感じ、今後も住み続けたいと思う魅力あるまちとなっている。しかしながら本町を取り巻く社会情勢は確実に変化しており、少子高齢化の影響により、生産年齢人口の減少が顕著化している。

また、本町の産業は、古くから靴下の生産が盛んで、靴下製造業を中心に、靴下仕上や刺繍業など靴下生産工程別に分業が進み、高度な生産技術が受け継がれ、国内生産高日本一を誇る産地として大きく成長してきたところである。近年は、海外製品に押され、生産量は大幅に低下し、靴下関連事業所数は減少しているが、長年に渡り脈々と引き継がれた生産技術を活かした魅力ある靴下を発信する企業は、今でも数多く存在する。他の産業としては、プラスチック製造業、小売業、サービス業、農業等もあるが、近年の高齢化に伴い福祉関連事業が増加している。

中小企業・小規模企業は、雇用を確保し、町民生活の向上など地域経済の振興や活性化のための担い手として、自社の経営基盤を自主的な努力で強化し、社会的責任を果たす役割が求められている。しかし、社会環境が大きく変化している中、販路開拓、設備投資、人材確保など解決しなければならない経営課題が多くある。

そこで本町は、「元気なまちづくり」を進めるためには、産業振興が重要な課題と位置づけ、町、事業者、中小企業関係団体等、学

校、金融機関及び町民と中小企業・小規模企業振興について理解と共感に基づく協力関係を深め、「住みやすく」「働きやすく」「商売しやすい」環境整備を推進し、広陵町を活性化させるべく基本的な理念と方向性を示し、中小企業・小規模企業の振興を図るために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、広陵町の発展に果たす中小企業・小規模企業の役割の重要性に鑑み、町内中小企業及び小規模企業の振興について基本となる事項を定め、その振興に関する総合的な施策を推進するとともに、町、事業者、中小企業関係団体等、金融機関及び学校が、それぞれの役割等について相互理解を深め連携することにより、振興施策を総合的に推進し、もって町民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条に定める小規模企業者の事業所及び個人であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業及び小規模企業以外の事業を営むものをいう。
- (4) 事業者 中小企業、小規模企業及び大企業をいう。
- (5) 中小企業関係団体等 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会、中小企業家同友会その他の中小企業の振興を

目的とする団体をいう。

(6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であって、奈良県内に所在するものをいう。

(7) 町民 町内に居住し又は滞在（通勤又は通学を含む。）する者及び町内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(8) 産学官連携 中小企業・小規模企業、学校、町等が、その合意に基づき相互に連携することをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次の各号に掲げる基本理念に基づくものとする。

(1) 国、奈良県、事業者、中小企業関係団体等、学校、金融機関及び町が、中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性を理解し、連携・協力により推進するものとする。

(2) 町内のがんばる中小企業・小規模企業を支援することにより推進するものとする。

（基本方針）

第4条 町は、この条例の目的を達成するために、前条の基本理念に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 次世代産業の担い手づくりのための施策

(2) 各産業の連携と支え合いづくりのための施策

(3) 働く場づくり、仕事づくりのための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要とされる産業振興施策

（町の責務）

第5条 町は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、必要な調査及び研究を行い、社会情勢に応じた必要な施策や支援又は効果的かつ効率的な財政上の措置を講じるよう努めるものと

する。

- 2 町は、振興施策を実施するに当たっては、国、奈良県、その他の地方公共団体、事業者、中小企業関係団体等、学校、金融機関及び町民と協働し、効果的に実施するよう努めるものとする。
- 3 町は、工事の発注又は物品若しくは役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、町内中小企業及び小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。
- 4 町は、中小企業及び小規模企業の事業展開に必要な人材の確保及び育成を図るため、就業の支援、職業能力の開発、その他必要な施策を講ずるものとする。
- 5 町は、学校教育における職業観及び勤労観の醸成が中小企業・小規模企業の人材の確保及び育成に資することに鑑み、児童、生徒及び学生に対する職業に関する体験の機会の提供、その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

第6条 中小企業・小規模企業は、次の各号に掲げる事項に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 経済的社会環境の変化に対応して、自主的な努力により経営基盤を強化すること。
- (2) 従業員が生きがいと働きがいを得ることのできる職場づくりに取り組むこと。
- (3) 地域社会の重要な一員として、その社会的責任を自覚し、地域社会及び町民生活の向上に貢献すること。
- (4) 町、中小企業団体等その他の者が実施する中小企業の振興に関する施策及び事業に協力すること。
- (5) 町内における他の事業者及び中小企業関係団体等との連携を行い、町内において生産、製造、加工される製品及び町内にお

いて提供される役務に利用すること。

(6) 学校等の職場体験活動その他職業に関する健全な職業観の育成につながる活動に協力すること。

(中小企業関係団体等の役割)

第7条 中小企業関係団体等は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業振興策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、中小企業・小規模企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、中小企業・小規模企業との連携を図るとともに、町が実施する中小企業・小規模企業振興策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、町内における中小企業・小規模企業及び中小企業関係団体等との連携に努めるとともに、町内において生産、製造、加工される製品並びに町内において提供される役務の利用に努めるものとする。

3 大企業は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業とともに、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるとともに、自然環境との調和に十分配慮するものとする。

(金融機関の協力)

第9条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が自主的に経営基盤の強化に取り組むことが出来るよう円滑な資金の供給、経営相談、販路拡大の支援等を行い、中小企業・小規模企業の育成及び発展に努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業・小規模企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町、中小企業関係団体等そ

の他の者が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

- 3 地域密着型金融を推進する金融機関は、前2項に規定する協力を積極的に行うものとする。

(学校の自主的な協力)

第10条 学校は、産学官連携等によって、自主的に、新産業の創出及び専門的技術を有する人材の育成並びにこれらの研究に努めるものとする。

- 2 学校は、児童、生徒及び学生に対し、中小企業・小規模企業と協働し、職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等を通じて地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

- 3 前2項の規定による協力は、学校その他の教育機関に係る者の自由かつ自律的な意思に基づいて行われるものとする。

(町民の理解と協力)

第11条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が町民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に資する役割を理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展及び育成に協力するよう努めるものとする。

- 2 町民は、消費者として町内において生産、製造、加工される製品の購買や消費、奈良県内及び町内において提供される役務の利用に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業振興計画)

第12条 町長は、基本方針に基づき、中小企業・小規模企業振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

- 2 振興計画には、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ戦略的に行うための目標、施策その他必要な事項を定めるものとする。

- 3 町長は、振興計画の策定に当たっては、次条の振興会議を中心として、中小企業・小規模企業その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。
- 4 町長は、振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表し、周知するものとする。
- 5 町長は、中小企業をとりまく環境の変化を勘案し、及び振興計画の実施状況を調査・分析し、おおむね5年ごとに振興計画を検証し、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による振興計画の変更について準用する。

(振興会議)

第13条 この条例の目的の達成のため、中小企業、小規模企業、中小企業関係団体等、学識経験者、金融機関、学校等教育機関、消費者その他の多様な構成員により、広陵町中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

- 2 振興会議は、次に掲げる事項に取り組むものとする。
 - (1) 振興計画について必要な政策提言を行うこと。
 - (2) 振興計画に基づく振興施策について意見を述べること。
 - (3) 振興施策について、検証を行うこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な調査及び研究を行うこと。
- 3 振興会議には、必要に応じて課題別小委員会を設置することができる。
- 4 町長は、振興会議において、振興施策の実施状況を報告するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関して必要な事項は、町長が定める。

(規則への委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年 1 0 月 広陵町条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

別表に次の 1 項を加える。

6 0 広陵町中小企業・小規模企業振興会議の委員	日額 8, 0 0 0 円
--------------------------	---------------

奈良県初！



広陵高田ビジネスサポートセンター KoCo-Biz

「新しい販路を見つけたい！」「お客さんを増やしたい！」「これから事業を始めるけどどうやってPRしたらいいの？」といった事業者のみなさまが持つお困りごとをお金をかけない方法で解決するためにサポートします。

葛城市、御所市、三宅町の事業者様も
2021年8月からご相談が可能となりました。
エリア拡大に伴い、相談枠も増やしております
ので、お気軽にお問い合わせください！



センター長 小杉 一人 氏

文化服装学院デザイン専攻科卒業後、イタリアプラダグループなどで営業・販促を担当され、その後、LVMH（モエ・ヘネシー・ルイ・ヴィトン）グループにて取締役を務め、一昨年度まではソニアリキエルジャポン株式会社の代表取締役を務めていらっしゃいました。

約23年間にわたって世界的企業で事業の創業や再生に携わっていた経験を生かし、事業者の方々が持つお困りごとをお金をかけずに解決できるようサポートします。

相談について

※広陵町、大和高田市、葛城市、御所市、三宅町のいずれかに事業所を有する方が対象となります。

相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

- ・1回につき1時間の無料相談となります。
- ・相談日によって場所が変わりますので、ご予約の際にご確認ください。

相談場所 ふるさと会館グリーンパレス1階（広陵町笠168）

または

大和高田市役所3階（大和高田市大中98-4）

※事業所の所在地にかかわらず、ご都合の良い方で相談を受けていただけます。

予約方法

※相談は完全予約制です。事前にご予約をお願いします。

① 専用予約フォームから予約

予約フォームについては、右記のQRコードをご参照ください。

（予約フォームURL）<https://nariwai-koryo-nara.or.jp/koco-biz/form02/>



② 電話にて予約

TEL：0745-51-0770（受付時間：土日祝、年末年始を除く9：00～17：00）



みなさんと共に「いい町」づくり

本文へ 組織から 施設から よくある質問

文字サイズ

標準

拡大

Googleカスタム検索

サイト内検索

ホーム

暮らしの情報

行政情報

施設・公園

観光・イベント

事業者の方へ

ホーム ▶

広陵町 企業立地ガイド

[2019年11月5日] ID:1170

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



企業立地優遇制度について



当町では、新規に立地される企業や規模拡大を考えておられる町内既存企業のみな様を支援するために、平成26年4月から多様な優遇制度を実施しています。是非ともご活用ください。



広陵町では、新規に立地される企業や規模拡大を考えている町内及び町外の事業者の皆様を広く支援するために、固定資産税の課税免除、各種奨励金などの優遇制度を実施しています。是非ともご活用ください。

画像をクリックすると「企業立地ガイド」(パンフレット)のPDFファイルをダウンロードできます。

■ 固定資産税の優遇税制

固定資産税が3年間免除されます！！

固定資産税の優遇税制概要		
適用要件	優遇内容	適用期間
以下の要件を全て満たすもの (1) 「奈良県未来投資促進基本計画」に定められた指定業種であって、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って対象施設を設置した者 (2) 建物、附属施設、構築物及びそれらの敷地である土地の取得価額が1億円を超えるもの(農林漁業関連業種については5,000万円を超えるもの)	固定資産税の課税免除	3年間

(3) 令和5年3月31日までの間に取得した建物、附属施設、構築物及びそれらの敷地であって、土地については、建築着工前1年以内に取得したもの

固定資産税課税免除申請フロー図

 [固定資産税課税免除申請フロー図](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)してください。](#)

■ 企業立地奨励金

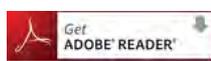
製造業等の企業立地に伴う各種奨励金

最大1,200万円の奨励金と固定資産税に対して一定額を奨励金として交付します!!

企業(製造業等)立地に伴う各種奨励金概要	
指定区域	町内全域
対象事業者	製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業の施設を新たに設置した事業者
適用条件	(1) 投下固定資産総額5,000万円以上 (2) 常用雇用者を2人以上雇用していること (3) 敷地外周部等に適切に緑地保全していること 緑地保全率については、敷地面積の10/100以上の割合とすること
奨励措置	企業立地奨励金 前年度に投下固定資産に賦課された固定資産税額に相当する額に対して、初年度100/100、2年度75/100、3年度50/100を支給(3年間支給) ※広陵町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の適用を受けることができる事業者にあつては、当該奨励金措置を適用しない。ただし、所得税法施行令第6条第3号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第3号から第7号の償却資産にあつては、奨励金の対象とします。
	雇用促進奨励金 町内居住者を1年以上雇用した場合、従業員区分ごとに1人につき次に掲げる額を交付します。 常用雇用者・・・20万円 準常用雇用者・・・15万円 短時間労働者・・・10万円 (ただし、限度額は500万円とし、従業員1人につき1回限りとします。)
	緑地保全奨励金 緑地保全に要した費用について、1平方メートルにつき、1,000円を交付(ただし、限度額は200万円とし、緑地面積率は10/100とします。)
	埋蔵文化財発掘調査奨励金 埋蔵文化財発掘調査に要した費用の1/2を交付(ただし、限度額は500万円とします。)

企業立地奨励金(製造業)申請フロー図

 [企業立地奨励金\(製造業\)申請フロー図](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)してください。](#)



商業施設等の企業立地に伴う各種奨励金

指定区域内に商業施設を立地した場合、最大1,200万円の奨励金を交付します!!

企業(商業施設等)立地に伴う各種奨励金概要	
指定区域	・市街化区域 ・広陵町都市計画マスタープランにおける「商業・サービス施設立地地区」
対象事業者	町内に小売業(飲食店業を除く。)の施設を新たに設置した事業者で、かつ大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要な施設
適用条件	(1) 指定区域内において、敷地面積について次に掲げる区分ごとに定める面積であって、大規模小売店舗立地法に基づく事業所を設置した者 市街化区域・・・0.5ヘクタール以上 商業・サービス施設立地地区・・・1ヘクタール以上 重複する区域・・・0.5ヘクタール以上 (2) 常用雇用者を2人以上雇用していること (3) 敷地外周部等に適切に緑地保全していること 緑地保全率については、敷地面積の5/100以上の割合とすること (4) 本町と防災協定を締結すること
奨励措置	雇用促進奨励金 町内居住者を1年以上雇用した場合、従業員区分ごとに1人につき次に掲げる額を交付します。 常用雇用者・・・20万円 準常用雇用者・・・10万円 短時間労働者・・・5万円 (ただし、限度額は500万円とし、従業員1人につき1回限りとします。)
	緑地保全奨励金 緑地保全に要した費用について、1平方メートルにつき、1,000円を交付(ただし、限度額は200万円とし、緑地面積率は5/100とします。)
	埋蔵文化財発掘調査奨励金 埋蔵文化財発掘調査に要した費用の1/2を交付(ただし、限度額は500万円とします。)

企業立地奨励金(商業施設)申請フロー図

[企業立地奨励金\(商業施設\)申請フロー図](#)

PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)してください。](#)

■ 企業立地優遇制度の期限

企業立地に伴う優遇措置については、令和5年3月31日までとなります。

詳しいことは、企画部企画政策課までお問い合わせください。

■ 奈良県の企業立地に伴う優遇措置について

奈良県の各種優遇制度についてもご確認ください。

<http://www.pref.nara.jp/2652.htm>

箸尾準工業地域への企業誘致 のための 工場用地造成事業の説明会

令和元年 8 月 1 0 日

広陵町

事業部 用地開発課

企画部 企画政策課

017

1. 広陵北地域のまちづくりと活性化

1-1. 広陵北地域の都市計画

- ・都市計画マスタープラン（H25.4改定）では、箸尾駅周辺の拠点整備と準工業地域への企業集積により、まちづくりと活性化を推進

1-1-1. 箸尾駅周辺の拠点整備と拠点機能の充実

- ・箸尾駅前線の整備
- ・箸尾駅の駅前広場の整備
- ・駅周辺の拠点化に向け土地利用の誘導と高度化

1-1-2. 箸尾準工業地域への企業集積

- ・準工業地域の未活用の土地、約8(ha)に製造業を中心とした企業を集積し雇用の創出と地域経済の活性化を図ります。

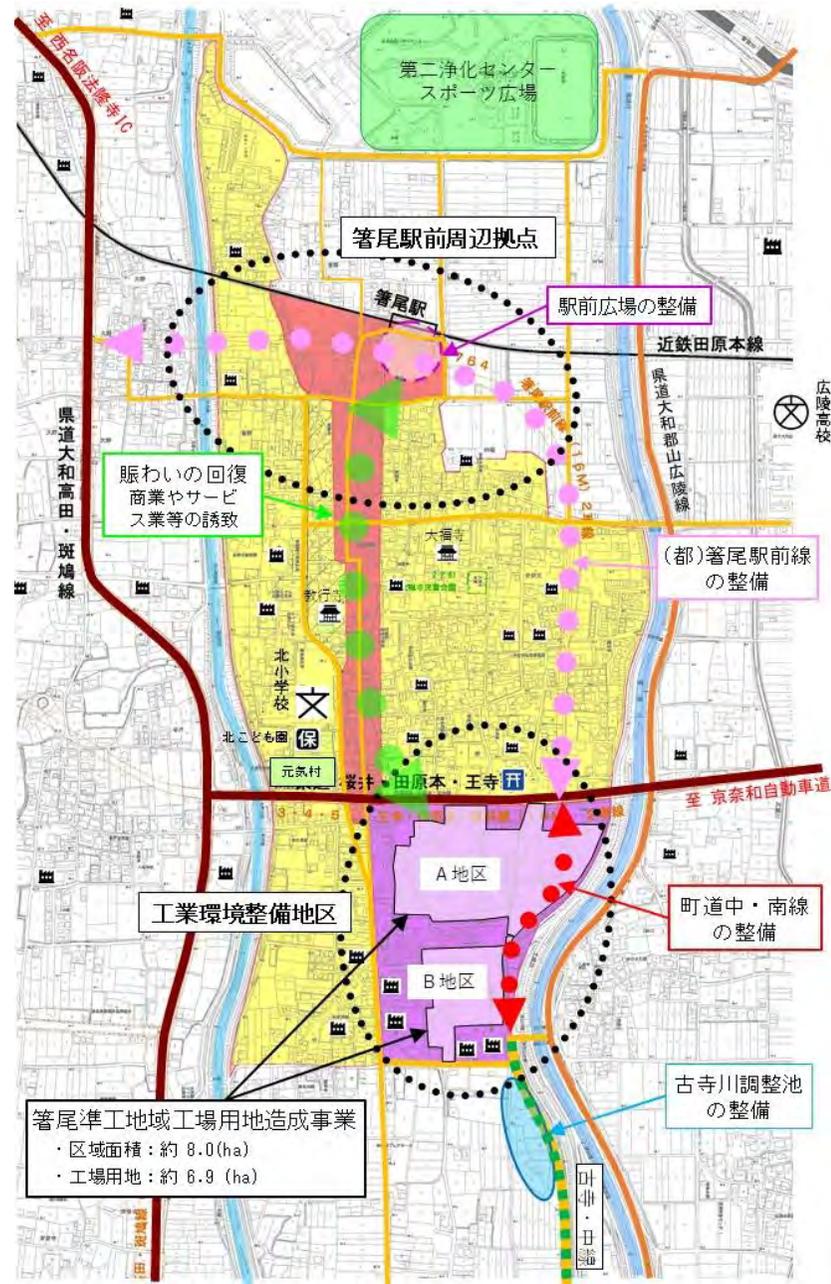
1-2 箸尾準工業地域工場用地造成事業の概要

- 計画区域面積：約8.0(ha)
 - ・A地区：約5.8(ha)、・B地区：約2.2(ha)

- 総事業費 C=約35億円

- 用地買収及び造成工事費：約31億円【土地開発公社事業】
【公社は借入金で事業を行い企業への分譲金額により返済します】

- 公共インフラ施設整備費：約3.2億円【町の公共事業】



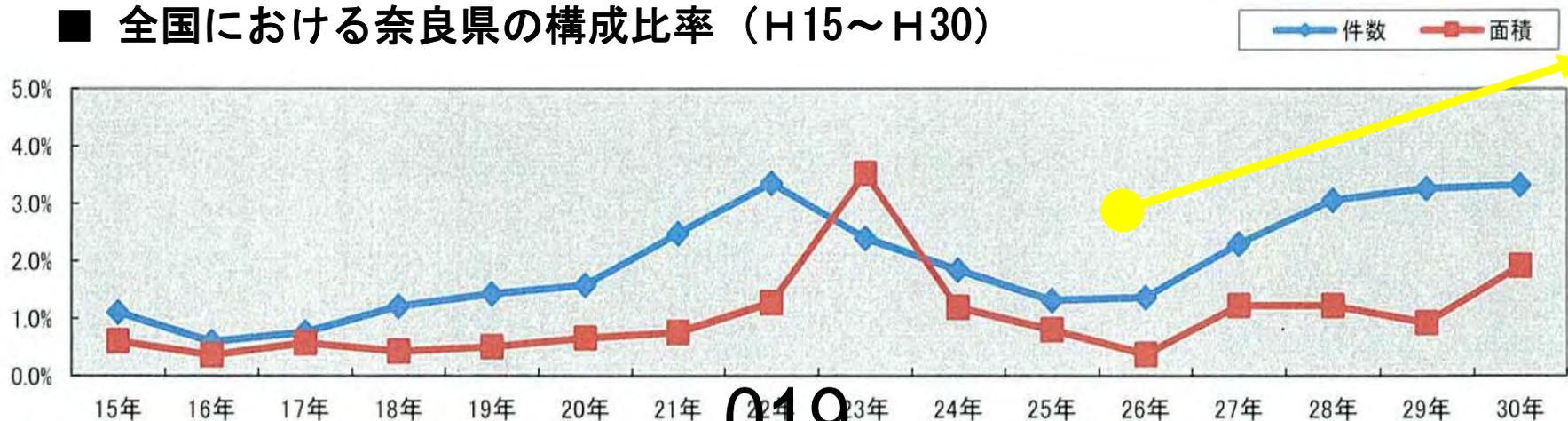
2. 県内の企業誘致の状況

○H18年の京奈和自動車道の開通以降、開通区間の延伸に合わせ
奈良県への企業進出は増加しています。

■ 工場立地件数及び面積の推移 (H15～H30)



■ 全国における奈良県の構成比率 (H15～H30)



4. 企業立地による経済波及効果

平成23年奈良県産業連関表、平成28年奈良県経済センサス製造業統計表、平成29年建築着工統計調査などのデータを用いて、造成地に関心を示した17社のうちから10社が立地した場合の経済波及効果を算定しました。

◆経済波及効果

- ・工場の建設で約180億円の投資が想定され、これにより町内では23億円の生産誘発額が見込めます。
- ・工場には、300人～500人の従業員が働きます。

○企業の工場建設における想定投資額

- ・工場建築費 44億円
- ・生産設備投資額 136億円

この投資による広陵町内への経済波及効果は

- ・生産誘発額 23億円
- ・粗付加価値誘発額 10億円
- ・雇用者所得誘発額 7億円
- ・営業余剰誘発額 1億円

○企業による想定年間出荷額は、137億円

この生産活動による町内への経済波及効果は

- ・生産誘発額 3.8億円
- ・粗付加価値誘発額 1.3億円
- ・雇用者所得誘発額 0.7億円
- ・営業余剰誘発額 0.2億円
- ・雇用誘発数 300～500人

◆企業誘致による税収の増加

固定資産税（土地、家屋、償却資産の3種類）と法人住民税について試算します。

- ・土地は、造成工事による評価額の上昇を見込みます。
- ・家屋は、誘致企業が建設する事務所や工場などの建家を対象とします。
- ・償却資産は、製造設備や機械などの生産設備投資に対し試算します。
- ・法人住民税は、近年誘致した企業の法人税割と均等割を参考に推計します。

※ 試算の結果、下表の通り年間約8千4百万円の税収増が見込めます。

●進出企業10社を想定し算出した町税(年間)の試算

項 目		整備前	(Ⅱ案)整備後	税収差額
土地	宅地面積 (㎡)	75,300	66,300	9,872
	税 額 (千円)	6,777	16,649	
家屋	建築面積 (㎡)	10,130	39,300	26,376
	税 額 (千円)	1,134	27,510	
償却資産	資産額 (千円)		6,795,000	31,955
	税 額 (千円)	0	31,955	
法人住民税		0	15,570	15,570
合 計 額				83,773

※ 償却資産については、製造機械等の半分程度が旧工場からの搬入品とし、数年経過後の残存価格を想定して算出しています。
また、広陵町企業立地優遇制度により要件を満たす企業は、3年間の固定資産税優遇措置を受けることができます。

特定農業振興ゾーン

特定農業振興ゾーンについて

特定農業振興ゾーンとは

特定農業振興ゾーンとは、県内の農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図るために知事がエリアを設定するもので、奈良県独自の取組です。

このエリアでは、

- 地域の特徴を踏まえた高収益作物への転換
- 農地の集団化
- 耕作放棄地の解消・防止
- 多様な担い手の確保
- 担い手への農地集積
- 農地整備

などを推進します。

[☒ 一覧の先頭にもどる](#)

特定農業振興ゾーンを設定しました（1市3町6地区）

奈良県特定農業振興ゾーンに関する規則に基づき、1市3町6地区を特定農業振興ゾーンとして設定しました。

<概要>

- [📄 特定農業振興ゾーン（3町5地区）の設定計画の概要\(pdf 230KB\)](#)
- [📄 特定農業振興ゾーン（五條市丹原）の設定計画の概要\(pdf 451KB\)](#)

川西町下永東城

- ・ [📄 設定計画\(pdf 167KB\)](#)
- ・ [📄 別添図\(pdf 312KB\)](#)

田原本町法貴寺

- ・ [📄 設定計画\(pdf 159KB\)](#)
- ・ [📄 別添図\(pdf 1479KB\)](#)

田原本町八田

- ・ [📄 設定計画\(pdf 155KB\)](#)
- ・ [📄 別添図\(pdf 1479KB\)](#)

広陵町寺戸

- ・ [📄 設定計画\(pdf 142KB\)](#)
- ・ [📄 別添図\(pdf 116KB\)](#)

広陵町百済川向

- ・ [📄 設定計画\(pdf 141KB\)](#)
- ・ [📄 別添図\(pdf 201KB\)](#)

特定農業振興ゾーンの設定計画の概要

広陵町
寺戸地区
3.4ha
26戸

将来像

イチゴ産地の復活



〔観光農園
イメージ〕



設定計画の概要

- ・イチゴ産地復活
- ・竹取公園周辺のまちづくりとして観光イチゴ園を開設
- ・イチゴ高設栽培施設の整備
- ・イチゴ等の生産に取り組む担い手に農地中間管理機構を活用して農地を集積
- ・水稲は認定農業者に農地を集積

広陵町
百済川向地区
2.2ha
95戸

将来像

- ・ナス産地の復活
- ・集落営農



〔ナス〕



設定計画の概要

- ・ナスや軟弱野菜の畑作を導入
- ・水田の大区画化、用排水整備、農道整備、畑地かんがい施設整備
- ・農地整備をしたらうえで集落営農組織等の担い手へ農地中間管理機構を活用して集積
- ・畑地化するエリアを設定

田原本町
法貴寺地区
7.2ha
124戸

将来像

地区内の企業と連携したスイカの採種



〔連携企業〕



〔スイカの採種農場〕

設定計画の概要

- ・地区内の企業との連携
- ・スイカの採種（他作物と組み合わせて栽培）
- ・高収益作物に取り組む専業農家を育成
- ・ホウレンソウ、トマト等
- ・大区画化
- ・畦畔除去
- ・用排水施設、暗渠排水等の更新又は整備
- ・ハウス等の施設整備
- ・新規就農者等や法人へ農地斡旋

田原本町
八田地区
5.5ha
82戸

将来像

夏秋ナス、ホウレンソウ、トマトなどの規模拡大、生産性向上



〔夏秋ナス〕



〔ホウレンソウ〕

設定計画の概要

- ・高収益作物に取り組む専業農家を育成
- ・ナス、ホウレンソウ、トマト
- ・大区画化
- ・畦畔除去
- ・用排水施設、暗渠排水等の更新又は整備
- ・ハウス等の施設整備
- ・農地中間管理事業を活用して、新規就農者等へ農地斡旋

川西町
下永東城地区
5ha
33戸

将来像

- ・新規就農者によるイチゴ栽培
- ・町のブランドの結崎ネブカの作付及び拡大



〔イチゴ
高設栽培〕

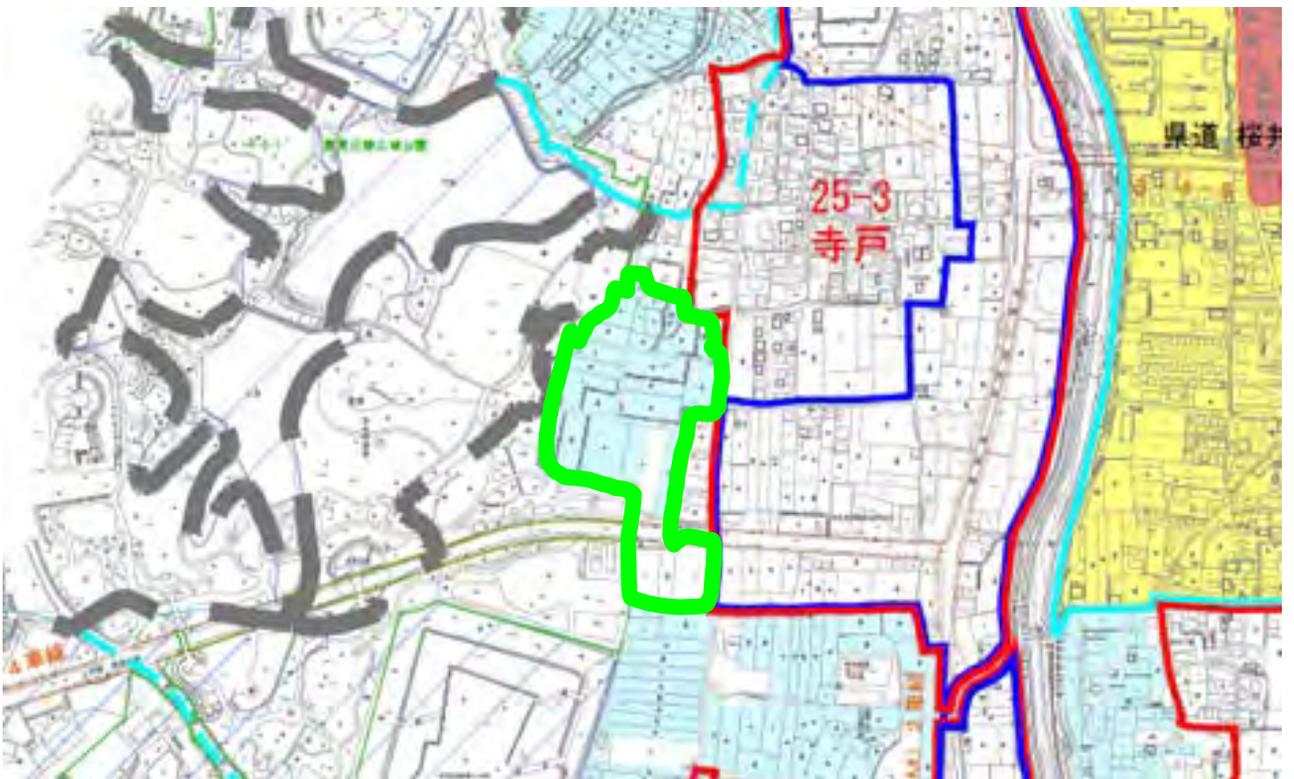
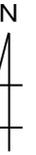


〔結崎ネブカ〕

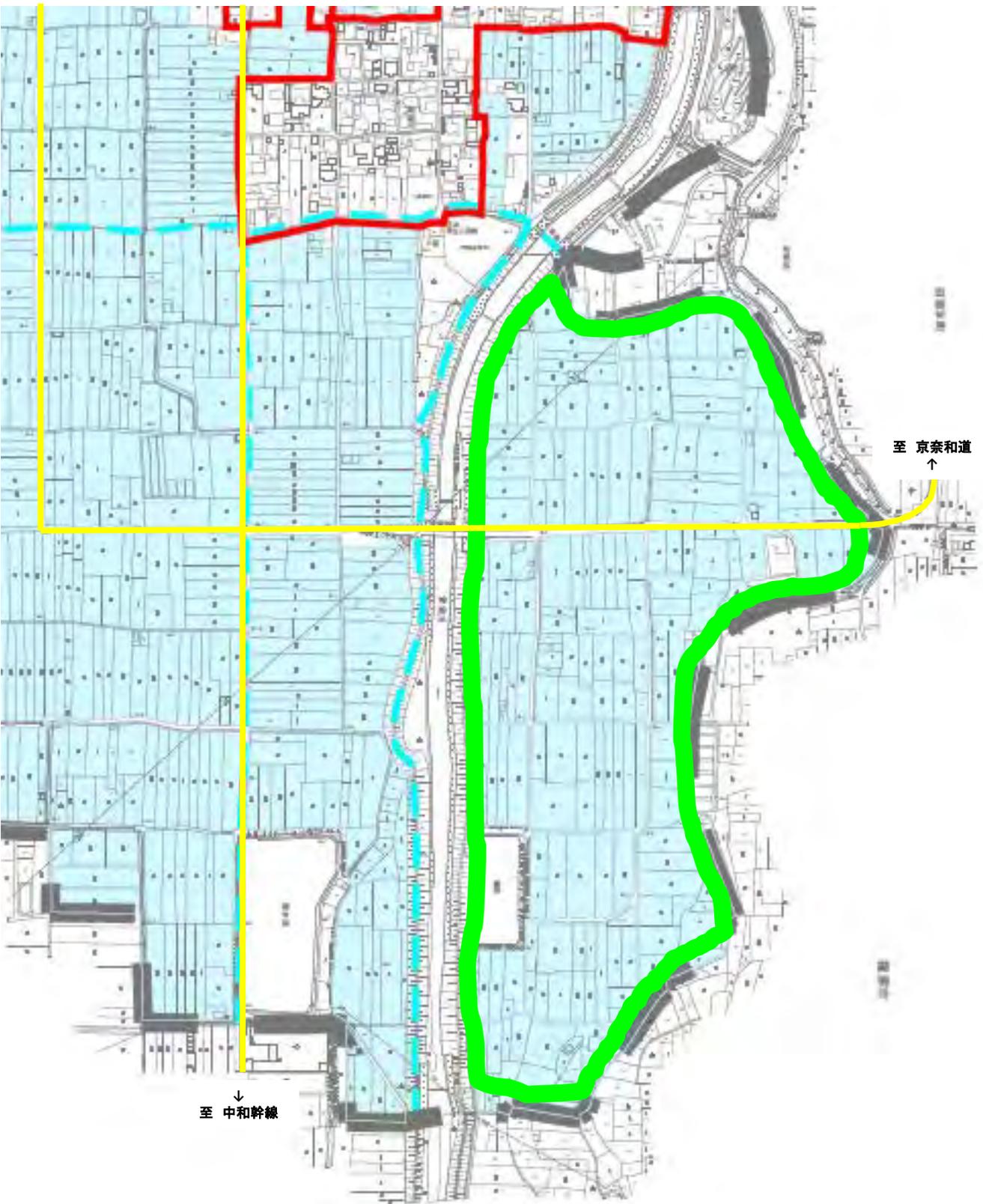
設定計画の概要

- ・イチゴ等に取り組む新規就農者を育成
- ・町ブランドの結崎ネブカの生産拡大
- ・大区画化
- ・畦畔除去
- ・排水対策（溝掘り、暗渠排水、客土）による水田の畑利用
- ・共同防除機械等の導入を検討
- ・農地中間管理事業を活用して、外部の担い手や新規参入者へ農地斡旋

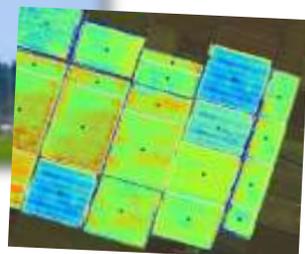
寺戸地区



百濟川向地区



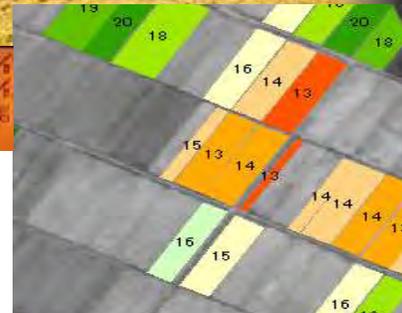
スマート農業の展開について



濃度



平均ウレク 5.9%
平均水分 16.9%
計算重量 11024kg
時間 42.8h



2021年9月
農林水産省
025

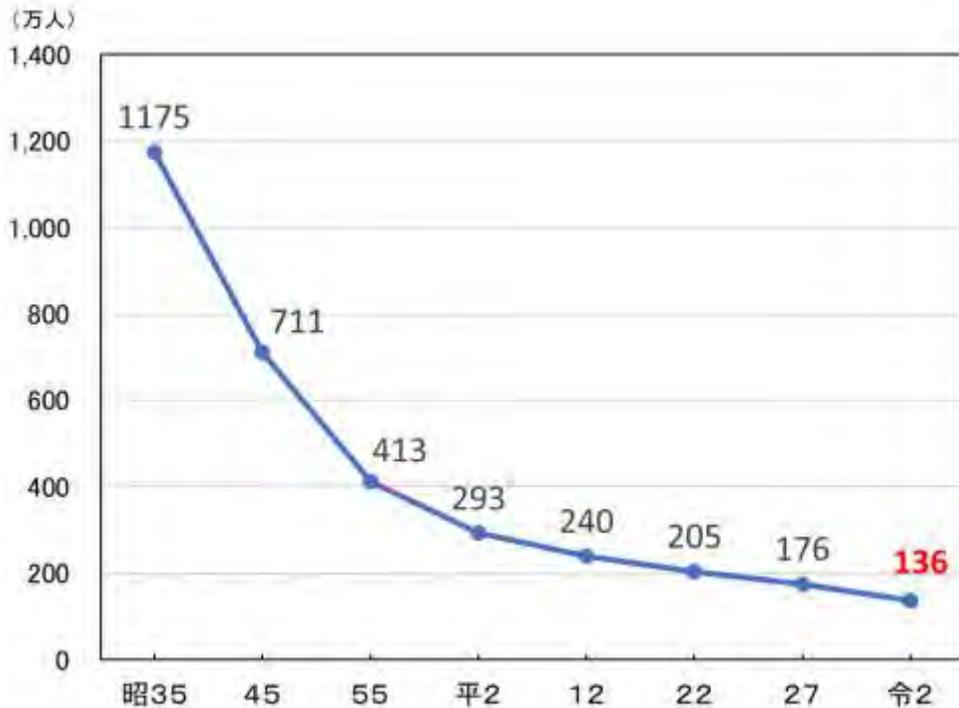
目次

1. 農業分野における課題	2
2. スマート農業について	4
3. 農業分野におけるICT、ロボット技術の活用例	5
4. 人工知能（AI）等を活用した研究課題の例	20
5. スマート農業による環境負荷の低減	23
6. スマート農業の現場実装の加速化	
● スマート農業実証プロジェクト	25
● スマート農業推進総合パッケージ	33
● 新たな農業支援サービス	39
7. 【参考】食料・農業・農村基本計画（抜粋）など	42

農業分野における課題①

○ 農業分野では、担い手の減少・高齢化の進行等により労働力不足が深刻な問題

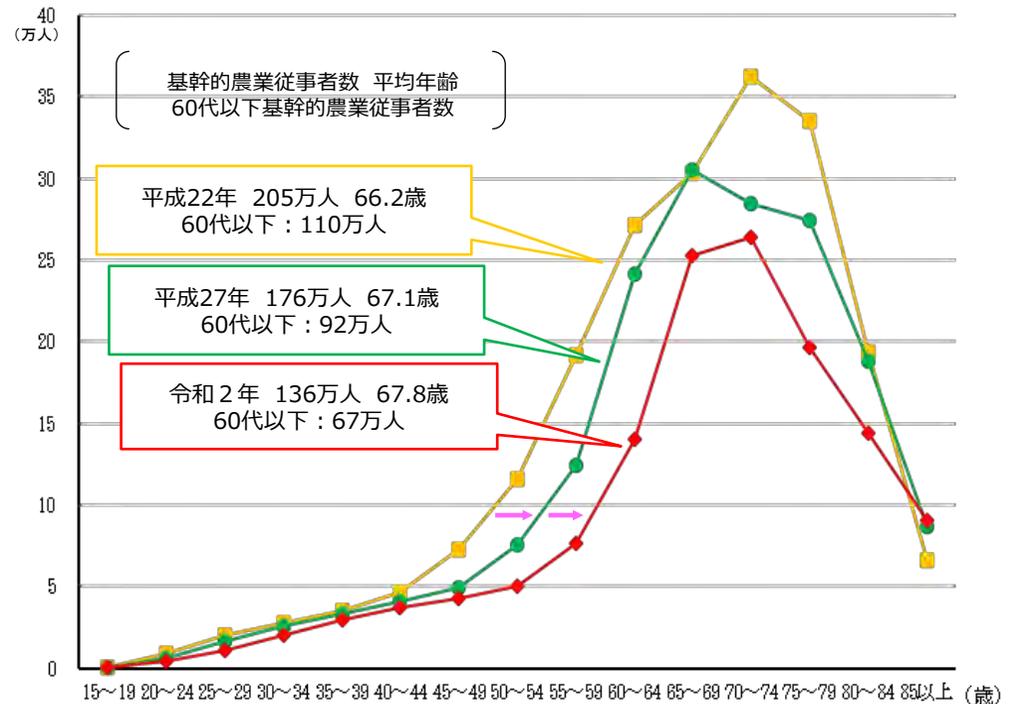
○基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

○基幹的農業従事者の年齢構成



資料：農林水産省「農林業センサス」

農業分野における課題②

- 農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題。



**農業者が減少する中、
一人当たりの作業面積は拡大**



**農作物の選別など
多くの雇用労力に頼る作業**



**機械化が難しく手作業に頼らざるを得ない
危険な作業やきつい作業**



**トラクターの操作など熟練の技術を要する
作業が多く、新規参入が困難**

スマート農業について

「農業」 × 「先端技術」 = 「スマート農業」

「スマート農業」とは、「ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業」のこと。

➡ 「生産現場の課題を先端技術で解決する！ 農業分野におけるSociety5.0※の実現」

※Society5.0：政府が提唱する、テクノロジーが進化した未来社会の姿

スマート農業の効果

- ① **作業の自動化**
ロボットトラクタ、スマホで操作する水田の水管理システムなどの活用により、作業を自動化し人手を省くことが可能に
- ② **情報共有の簡易化**
位置情報と連動した経営管理アプリの活用により、作業の記録をデジタル化・自動化し、熟練者でなくても生産活動の主体になることが可能に
- ③ **データの活用**
ドローン・衛星によるセンシングデータや気象データのAI解析により、農作物の生育や病虫害を予測し、高度な農業経営が可能に



農業データ連携基盤

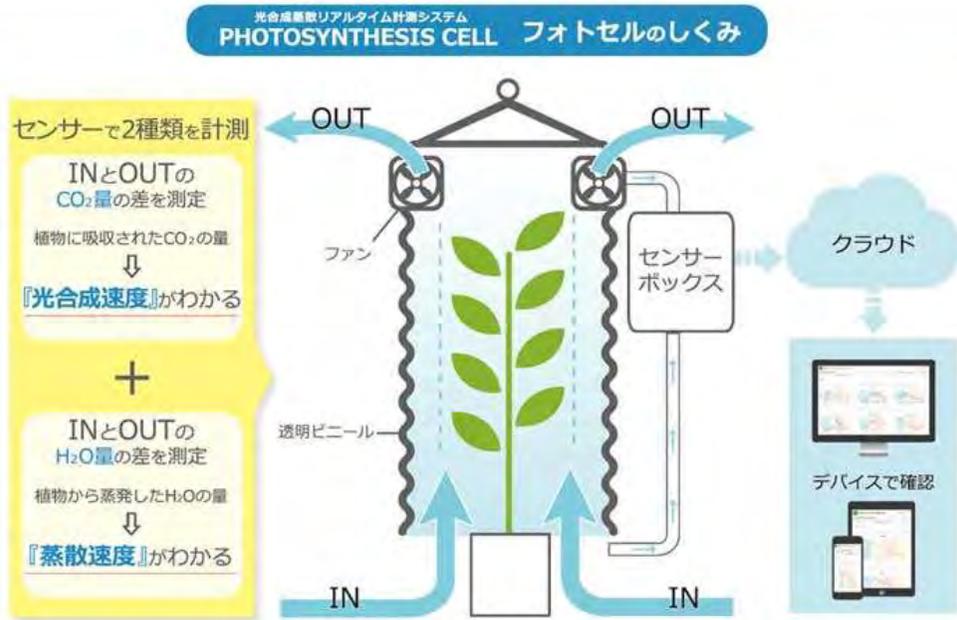
スマート農業をデータ面から支えるプラットフォーム。生産から加工・流通・消費・輸出※に至るデータを連携。

※内閣府 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「スマートバイオ産業・農業基盤技術」において、農業データ連携基盤の機能を拡張したスマートフードチェーンシステムを開発中

スマート農業による環境負荷の低減②

光合成データ等を活用した栽培管理

- 施設栽培において、直接計測した光合成速度や蒸散速度に基づいて栽培環境（温湿度・かん水量・二酸化炭素濃度等）を最適化
- 液肥やCO₂の余分な施用を抑制し、環境負荷を低減
- 無駄のない暖房により化石燃料の消費を削減

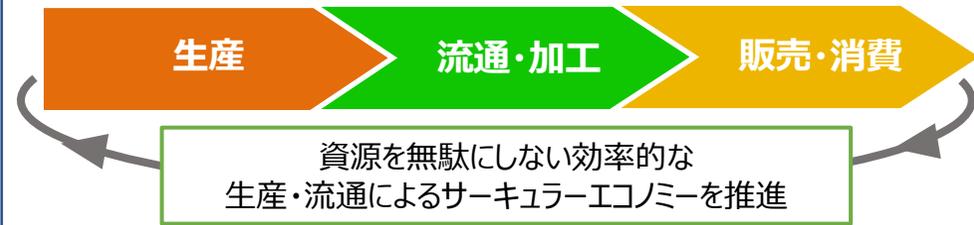


愛媛大学、PLANT DATA (株)、協和(株)

委託プロジェクト研究「AIを活用した栽培・労務管理の最適化技術の開発（H29～R3）」において開発中

データ連携によるフードチェーンの最適化

- 生産から流通・加工・消費・販売までデータの相互利用が可能なスマートフードチェーンを開発中
- 共同物流によるCO₂排出削減や需給マッチングによる食品ロス削減により、環境負荷を低減



CO₂排出の削減



食品ロスの削減

内閣府SIP（戦略的イノベーション創造プロジェクト）「スマートバイオ産業・農業基盤技術（H30～R4）」において開発中

スマート農業実証プロジェクト①



事業のねらい

ロボット・AI・IoT等の先端技術を**実際の生産現場に導入**して、**技術の導入による経営改善の効果**を明らかにする。

さらに、輸出重点品目の生産拡大やシェアリング等の新たな農業支援サービス等の**政策テーマに基づいた実証**を行う。

実証イメージ(水田作)

経営管理

耕起・整地

移植・直播

水管理

栽培管理

収穫



営農アプリ



自動走行トラクタ



自動運転田植機



自動水管理



ドローンによる
生育状況把握



収量や品質データが
とれるコンバイン

(参考) スマート農業実証プロジェクト

◎2019年度から**全国182地区**で展開。

全国	水田作	44	(30、12、1、1)
	畑作	18	(6、7、1、4)
	露地野菜	40	(10、12、9、9)
	施設園芸	24	(8、6、3、7)
	花き	5	(1、2、-、2)
	果樹	31	(9、9、5、8)
	茶	5	(2、2、-、1)
	畜産	15	(3、5、5、2)
	合計	182	(69、55、24、34)

令和元年度採択 69地区
 令和2年度採択 55地区
 令和2年度採択 (緊急経済対策) 24地区
 令和3年度採択 34地区

北海道	
水田作	3 (2、1、-、-)
畑作	5 (2、1、1、1)
露地野菜	2 (-、2、-、-)
果樹	1 (-、-、-、1)
畜産	6 (1、1、2、2)
合計	17 (5、5、3、4)

九州・沖縄	
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	
水田作	6 (2、3、1、-)
畑作	5 (3、2、-、-)
露地野菜	6 (3、2、1、-)
施設園芸	10 (5、3、1、1)
果樹	3 (1、1、-、1)
茶	2 (1、1、-、-)
畜産	4 (1、2、1、-)
合計	36 (16、14、4、2)

北陸	
新潟、富山、石川、福井	
水田作	9 (8、1、-、-)
畑作	3 (-、2、-、1)
露地野菜	3 (-、3、-、-)
施設園芸	2 (-、-、-、2)
花き	1 (-、-、-、1)
果樹	1 (-、1、-、-)
畜産	2 (-、1、1、-)
合計	21 (8、8、1、4)

東北	
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
水田作	8 (5、2、-、1)
畑作	1 (-、1、-、-)
露地野菜	5 (3、-、1、1)
施設園芸	2 (-、-、1、1)
花き	2 (1、1、-、-)
果樹	4 (1、1、1、1)
合計	22 (10、5、3、4)

中国・四国	
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	
水田作	6 (5、1、-、-)
畑作	1 (1、-、-、-)
露地野菜	7 (2、3、1、1)
施設園芸	1 (-、-、1、-)
果樹	6 (2、2、1、1)
畜産	1 (-、-、1、-)
合計	22 (10、6、4、2)

近畿	
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
水田作	4 (3、1、-、-)
露地野菜	3 (-、-、1、2)
果樹	7 (2、2、2、1)
茶	1 (-、1、-、-)
合計	15 (5、4、3、3)

東海	
岐阜、愛知、三重	
水田作	3 (1、2、-、-)
畑作	2 (-、-、-、2)
露地野菜	1 (-、-、1、-)
施設園芸	3 (1、1、-、1)
花き	1 (-、1、-、-)
果樹	2 (1、-、-、1)
合計	12 (3、4、1、4)

関東甲信・静岡	
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	
水田作	5 (4、1、-、-)
畑作	1 (-、1、-、-)
露地野菜	13 (2、2、4、5)
施設園芸	6 (2、2、-、2)
果樹	7 (2、2、1、2)
花き	1 (-、-、-、1)
茶	2 (1、-、-、1)
畜産	2 (1、1、-、-)
合計	37 (12、9、5、11)

※各ブロックの品目毎の()内の数字は、左から令和元年度採択地区数、令和2年度採択地区数、令和2年度(緊急経済対策)採択地区数、令和3年度採択地区数である。(2021年8月現在)

農林水産省

[会見・報道・広報](#)
[政策情報](#)
[統計情報](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[農林水産省について](#)
[ホーム](#) > [経営](#) > [担い手育成](#) > [農業法人について](#)

更新日：令和3年9月16日

農業法人について

「**農業法人**」とは、稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、**農業を営む法人の総称**です。組織形態としては、会社法に基づく株式会社や合名会社、農業協同組合法に基づく農事組合法人に大別されます。

また、**農業法人が農地を所有するためには、農地法に定める一定の要件を満たす必要**があり、その要件を満たした法人を「農地所有適格法人」といいます。

→[農事組合法人について](#)

→[農地所有適格法人について](#)

農業法人を設立したい

農業経営を法人化することによって、人材確保がしやすくなったり、融資を受けやすくなるなど、様々なメリットがあります。会社法に基づく農業法人を設立する場合は、一般的な法人を設立する際の手続きと同様です。具体的な法人設立の手続きについては、以下をご参照ください。

法人化のメリットが知りたい	法人化のメリット
法人設立の手続きが知りたい	法人の設立手続
法人化に関する相談をしたい	農業経営に関する相談はこちら（農業経営相談所）
企業等が新しく農業に参入したい	企業等の農業参入について 企業や法人などの農業参入の要件（リース・所有の比較） (PDF : 303KB) 

農業経営法人化ガイドブック

法人化事例の紹介や、法人化に関するお役立ち情報をまとめています。法人化を検討する際に、ぜひご活用下さい。

これからのアグリビジネス、飛躍のために。



全体版(PDF : 6,016KB) 

・表紙(PDF : 202KB) 

・目次～はじめに(PDF : 499KB) 

・取り組みテーマ別経営事例1(PDF : 1,774KB) 

・取り組みテーマ別経営事例2(PDF : 1,825KB) 

・経営分析1(PDF : 1,680KB) 

・経営分析2(PDF : 1,926KB) 

・お役立ち情報(PDF : 1,686KB) 

・法人化事例集1(PDF : 1,883KB) 

・法人化事例集2(PDF : 1,876KB) 

・法人化事例集3(PDF : 1,892KB) 

・法人化事例集4(PDF : 1,585KB) 

・裏表紙等(PDF : 573KB) 

法人経営を発展させたい



Koryo Town

みなさんと共に「いい町」づくり

[本文へ](#) [組織から](#) [施設から](#) [よくある質問](#)

文字サイズ

標準

拡大

Googleカスタム検索

サイト内検索

[ホーム](#)
暮らしの情報
行政情報
施設・公園
観光・イベント
事業者の方へ[ホーム](#) ▶

農業支援が受けられます 「認定農業者」募集

[2016年7月27日] ID:1945

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



農業支援が受けられます 「認定農業者」募集

認定農業者とは、市町村が効率的・安定的な農業経営の目標を示した「基本構想」を作成し、その目標を目指して作成した今後5年間の「農業経営改善計画」を、市町村から認定された経営体（個人または法人）です。

■ 認定農業者の対象となる方

- ・ 男女の別、年齢制限は問いません。
- ・ 専業・兼業の別は問いません。また、新規に就農を希望される方は認定新規就農者と認定農業者のどちらかになることができます。
- ・ 目標とする所得が得られる農業経営を目指す場合は、現在の経営規模の大小は問いません。
- ・ 米、麦等の土地利用型農業はもちろん、農地を持たない野菜等の施設園芸なども認定の対象となります。
- ・ 農業経営を営む法人であれば、農業生産法人でなくとも認定の対象となります。集落営農も、法人化すれば認定の対象となります。
- ・ 共同経営をする夫婦や親子で認定農業者になることができます。（家族経営協定等を結んでいる場合）

■ 認定までの流れ

(1)「農業経営改善計画」の作成

農業者自らが、5年後の農業所得、労働時間、経営規模等の目標とその達成のための取組内容を「農業経営改善計画認定申請書」に記載し、町へ提出します。

(2)町へ提出

町は、提出された農業経営改善計画を基準に照らし合わせて審査します。

<認定基準>

1. 市町村基本構想に適合しているか
2. 農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
3. 達成できる計画か

(3)認定

認定された計画は、5年間有効です。計画期間終了時に、目標の達成状況を踏まえて新たな目標に向けた計画を作成し、再度認定を受けられます。

■ 認定農業者になるメリット

認定農業者になると、例えば次のような支援措置が受けられるようになります。

- ・ 経営所得安定対策
麦、大豆等の畑作物を生産する農業者に対して、恒常的なコスト割れを補てんするための交付金を直接交付します。
また、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ等を生産する農業者には、
米価等が下落した際に収入を補てんする保険的制度があります。
- ・ 農業者年金の保険料補助
青色申告を行っている方を対象に、保険料補助の制度があります。
- ・ 農業近代化資金

農業機械や農業用施設の導入等を目的として、JA等から長期かつ低利で資金を借り入れることができます。

上記のほかにもご利用できる支援措置があります。

■ 申し込みについて

認定の申請は随時受け付けています。「農業経営改善計画認定申請書」に必要事項を記入し、役場地域振興課にご提出ください。

農業経営改善計画認定申請書

 [農業経営改善計画認定申請書 \(ファイル名:kaizen.pdf サイズ:65.37KB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)してください。](#)

農業支援が受けられます「認定農業者」募集への別ルート

[ホーム](#) ▶ [各課の窓口](#) ▶ [地域振興課\[庁舎1階\]](#) ▶ [農政関係](#) ▶

 ページの先頭へ戻る

● [サイトマップ](#) ● [サイトのご利用について](#) ● [個人情報の取り扱いについて](#) ● [アクセシビリティガイドライン](#)



広陵町 〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1 開庁時間:午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除きます)

電話: 0745-55-1001 ファックス: 0745-55-1009 E-mail: info@town.koryo.nara.jp

Copyright (C) Koryo Town All Rights Reserved.

農林水産省

[会見・報道・広報](#)
[政策情報](#)
[統計情報](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[農林水産省について](#)
[ホーム](#) > [経営](#) > [担い手育成](#) > 認定農業者制度について

更新日：令和3年4月1日

担当：経営局経営政策課

認定農業者制度について

認定農業者制度の概要

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等（複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定）が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

このような中、平成24年度から、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るため、集落・地域の話合いにより、今後の地域の中心となる経営体を定め、そこへの農地集積を進めるため、「人・農地プラン」を作成する取組が始まりました。また、平成29年度から、農業者による申請手続きの手間の軽減や市町村による認定手続きの「見える化」が進むように、本制度について運用改善を行いました。

複数市町村で営農する認定農業者の手続

複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が農業経営改善計画の認定を一括で行うことになりました。

なお、現時点で既に特定の市町村で認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、改めて都道府県又は国への認定申請を行う必要はありません。

[国・都道府県認定（パンフレット）](#) (PDF：381KB) 

国・都道府県認定の申請先

農業経営を営む区域		認定庁
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
複数の地方農政局の管区にまたがる		農林水産大臣

農業経営改善計画の電子申請による手続

令和2年（2020年）4月から、農林水産省共通申請サービスにより、農業経営改善計画の認定申請手続のうち国又は都道府県に申請するものは、電子申請が可能になりました。（市町村に認定申請を行うものは、令和3年度から順次拡大予定です。）

なお、電子申請にはgBizIDプライムが必要です。詳しくはマニュアルをご覧ください。

[農林水産省共通申請サービス（外部リンク）](#) 

[農林水産省共通申請サービス（チラシ）](#) (PDF：417KB) 

[農林水産省共通申請サービス 認定農業者制度操作マニュアル第1.7版](#)(PDF：8,787KB) 

[農林水産省共通申請サービス 認定農業者制度操作マニュアル第1.7版（スマートフォン版）](#) (PDF：7,587KB) 

【分割版】

〈PC版〉

[その1](#)(PDF：1,941KB) 、[その2](#)(PDF：1,977KB) 、[その3](#)(PDF：1,922KB) 、[その4](#)(PDF：1,429KB) 

[その5](#)(PDF：1,683KB) 、[その6](#)(PDF：1,625KB) 、[その7](#)(PDF：979KB) 、[その8](#)(PDF：1,919KB) 

[その9](#)(PDF：1,964KB) 、[その10](#)(PDF：765KB) 

〈スマートフォン版〉

[その1\(PDF : 1,169KB\)](#) 、[その2\(PDF : 1,816KB\)](#) 、[その3\(PDF : 901KB\)](#) 、[その4\(PDF : 931KB\)](#) 
[その5\(PDF : 1,708KB\)](#) 、[その6\(PDF : 1,968KB\)](#) 、[その7\(PDF : 1,900KB\)](#) 、[その8\(PDF : 1,224KB\)](#) 
[その9\(PDF : 1,585KB\)](#) 

認定農業者制度について紹介します。

認定基準

市町村等による農業経営改善計画の認定を受けるための要件は次のとおりです。

1. 計画が市町村基本構想に照らして適切なものであること
2. 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
3. 計画の達成される見込が確実であること

認定の手続き

認定を受けようとする農業者は、市町村等に次のような内容を記載した「農業経営改善計画書」を提出する必要があります。

1. 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
2. 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入など）
3. 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳など）
4. 農業従事の様態等に関する改善の目標（休日制の導入など）

標準処理期間は1ヶ月となります。

制度の説明資料等

- ✦ [認定農業者制度について\(PDF : 324KB\)](#) 
- ✦ [農業経営基盤強化促進法の基本要綱\(PDF : 794KB\)](#) 

農業経営改善計画の様式

- ✦ [農業経営改善計画\(EXCEL : 32KB\)](#) 
- ✦ [農業経営改善計画\(WORD : 24KB\)](#) 
- ✦ [記入要領](#)
- ✦ [記載方法\(PDF : 501KB\)](#) 

同意書の参考様式

- ✦ [同意書\(WORD : 17KB\)](#) 
- ✦ [同意書\(EXCEL : 12KB\)](#) 

(注) 様式については、市町村における認定審査の円滑化の観点から、記載事項を追加する等の変更が行われている場合がありますので、計画作成時に申請予定の市町村に御確認下さい。

農業経営改善計画の認定状況

- ✦ [農業経営改善計画の認定状況](#)

お問合せ先

経営局経営政策課

「集落営農」を考えてみませんか！

○集落営農とは、「集落の農地をどのように管理するか」を地域の農家で話し合って役割分担し、共同で農業をすることで将来の営農の不安を解消していく取り組みです。

○次のようなメリットと分類がありますので、集落営農を考えていただく参考として下さい。

○なお、皆さんの集落にあわせた集落営農を一緒に考えたいと思いますので、興味を持たれたら裏にある問い合わせ先にご連絡を下さい。

集落営農のメリット

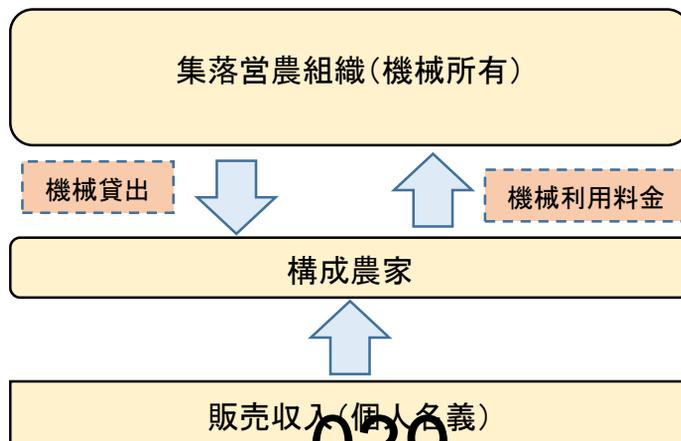
項目	メリット
経費の節減	機械の共同利用を進めることでコスト負担が削減
農地の面的利用	地縁的にまとまりのある一定の範囲の農地を面としてまとまって有効利用が可能
担い手の確保	複数の担い手、作業の共同化により集落機能の維持・継続が可能

集落営農組織の分類

集落営農組織は機械の利用方法や運営方法等によりおおむね次の3つに分かれます。

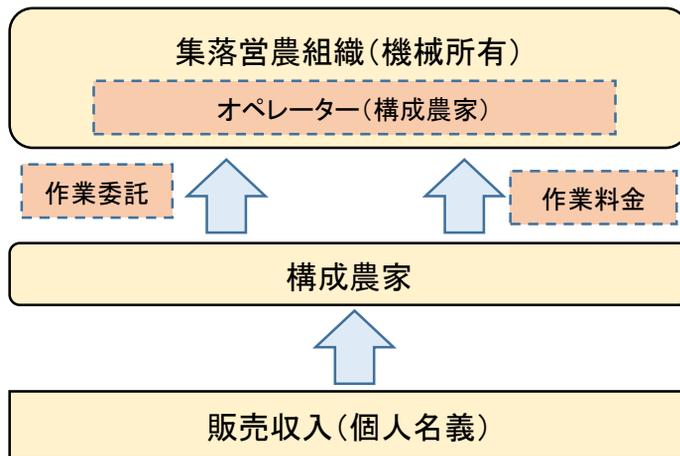
1. 共同利用型

集落営農に参加している農家が共同所有している機械や施設を構成員が計画的に共同利用する形態。農作業は個別で実施。



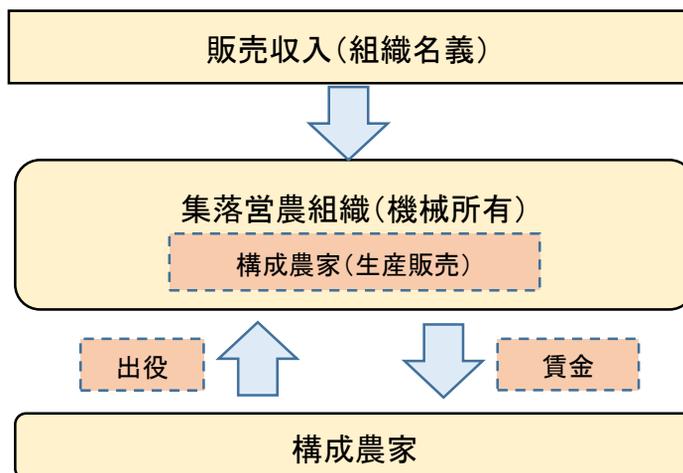
2. 作業受託型(オペレーター型)

集落で農業用機械を共同所有し、田植えや収穫などの基幹的な作業を
集落営農の構成員であるオペレーターが行い、草刈りや水路管理など
の補完的な作業は個々の農家が行う形態。



3. 集落ぐるみ型

集落営農の構成農家が能力に応じた共同作業により生産販売を行い、
収入や費用のプール計算を行い、収益は農地の持ち分(経営面積)や出
役時間に応じて構成農家に分配する形態。



○問い合わせ先

五條市西吉野町湯塩1345

奈良県南部農林振興事務所 農業普及課

TEL:0747-24-0131



みなさんと共に「いい町」づくり

[本文へ](#)
[組織から](#)
[施設から](#)
[よくある質問](#)

文字サイズ

標準

拡大

Googleカスタム検索

サイト内検索

ホーム

暮らしの情報

行政情報

施設・公園

観光・イベント

事業者の方へ

ホーム ▶

広陵町農業塾について

[2021年8月1日] ID:4350

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

シェア

ツイート

広陵町農業塾とは

■ 地域の担い手となる農業者の育成を進めています。

広陵町では、地域農業の新たな担い手の育成を目的として、平成26年度より「広陵町農業塾」を開講しております。

農業塾では、座学で農業の基礎知識を学んでいただくとともに、野菜の栽培から販売までを実習として一貫して体験することにより、農産物直売所等での販売ができる農業者の育成を目指します。

カリキュラムについて

農業塾のカリキュラムについては以下のとおりとなっています。

○1年目:講義

例年、9月から3月の平日夜間に講義を行っています(月2回程度)。

講義では、農業塾塾長のほか、外部の専門家を招いて、野菜の栽培、農薬、病害虫などについて学んでいきます。

※例年2~3月頃に実施する農業機械の使用方法に関する講義については、平日の日中に実施しています。

○2~3年目:実習

平日の日中に、農業塾のほ場(広陵町大字広瀬地内)において、野菜の栽培実習を行います。

栽培を行う野菜については、レタス、ナス、白菜、イチゴなどになります。

栽培した野菜については、販売実習の一環として農産物直売所で販売を行います。



農業塾への入塾について

農業塾への入塾を希望される方は、例年7月頃に広報及び広陵町ホームページにおいて、募集を行いますので、入塾願書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

また、例年9月から3月頃まで実施しております講義につきましては、聴講可能となっておりますので、聴講を希望される場合は、地域振興課までご連絡ください。

■ 農業版コワーキング施設について

広陵町では、イチゴ農家の育成及び独立に向けた支援を目的として、平成31年度に農業版コワーキング施設を広陵町大字寺戸に設置しました。

当施設が設置されている寺戸地区は、令和2年に奈良県の「特定農業振興ゾーン」の指定を受けており、イチゴの産地復活を目標にイチゴ農家の集積を進めながら農業振興を図っていくこととなっています。その取り組みの一環として、当施設におけるイチゴ農家の育成・支援が掲げられています。

当施設は、イチゴ苗の育成を行う育苗棟と定植後のイチゴ栽培を行う本圃からなり、現在、3名の方がイチゴ農家としての独立を目指して日々研修を行っております。



広陵町農業塾についてへの別ルート

[ホーム](#) ▶ [各課の窓口](#) ▶ [地域振興課\[庁舎1階\]](#) ▶ [農政関係](#) ▶



● [サイトマップ](#) ● [サイトのご利用について](#) ● [個人情報の取り扱いについて](#) ● [アクセシビリティガイドライン](#)



広陵町 〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1 開庁時間: 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除きます)

電話: 0745-55-1001 ファックス: 0745-55-1009 E-mail: info@town.koryo.nara.jp

Copyright (C) Koryo Town All Rights Reserved.

普及指導活動とは

普及指導活動とは

普及指導活動とは、農業経営の改善や農村地域の活性化を図るため、普及指導員（県職員）が直接農業者の皆様方に接して様々な支援を行う活動です。具体的には研究機関が開発した新しい技術の普及、新規就農者の育成確保、意欲ある担い手へのアドバイス、各種農政施策の推進等を行っています。

奈良県では、農林部農業水産振興課、各農林振興事務所農林（業）普及課に普及指導員を配置し、農業の振興・農村地域の活性化に向けた活動を展開しています。

農林振興事務所 農林普及課

農産物の生産現場に寄り添って、生産・流通・加工・販売まで一気通貫した支援を行う。

- ・普及指導活動の重点化
- ・普及指導計画の策定と評価
- ・調査研究の実施と成果の活用
- ・研究、普及、教育、行政の一体的取り組みの充実強化
- ・行政施策の活用支援等
- ・関係機関等との連携確保
- ・民間等との連携の強化



コーディネート機能

地域農業について先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関と連携の下、将来展望の共有、課題の明確化、課題の対応方策の策定、実施等を支援



スペシャリスト機能

農業者に対し地域の特性に応じた農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む）の普及指導



集落営農法人化勉強会



現地指導



新規就農者栽培講習会



マーケティング講習会

お問い合わせ

中部農林振興事務所

〒 634-0003 橿原市常盤町605-5（橿原総合庁舎内）

総務企画課 総務企画係 TEL：0744-48-3080

農業振興課 担い手・農地マネジメント係 TEL：0744-48-3081

農業振興課 農産物ブランド推進係 TEL：0744-48-3082

森林共生推進課 森林共生推進係 TEL：0744-48-3084

農村地域振興課 地域支援係 TEL：0744-48-3083

農村地域振興課 地域整備係 TEL：0744-48-3085

6次産業化の推進について



令和3年10月

農林水産省
大臣官房 新事業・食品産業部

045

1 6次産業化とは



「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組」

（「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消費）の前文より）

（法律の公布日：平成22年12月3日、施行日：地産地消関係は平成22年12月3日、6次産業化関係は平成23年3月1日）

【参考】

6次産業化とは、農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするものである。

出典：「文部科学省検定済教科書（高等学校農業科用） 農業経営」（実教出版）
※平成26年度から使用

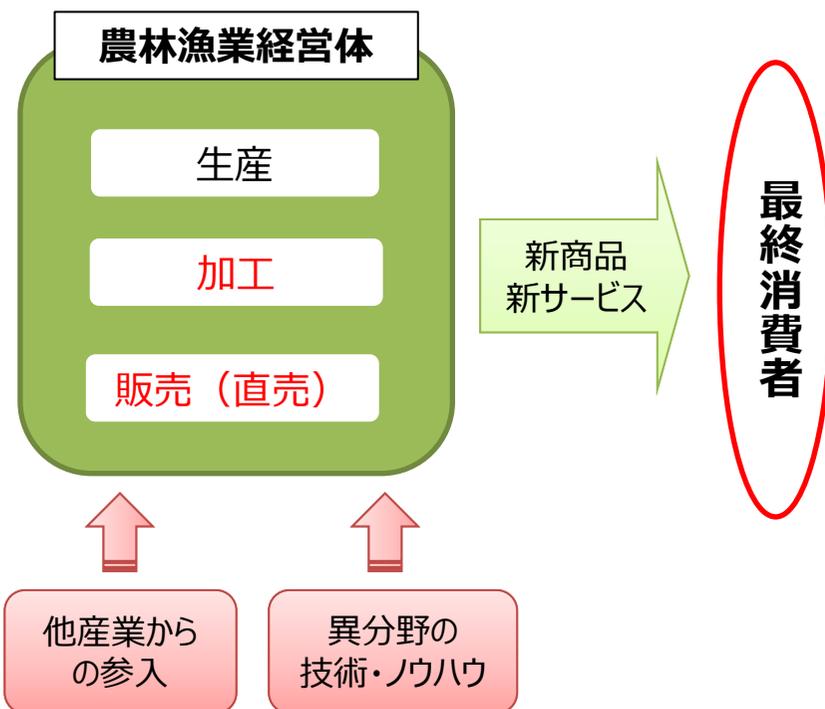
**1×2×3=6で
6次産業化**

2 6次産業化と農商工連携

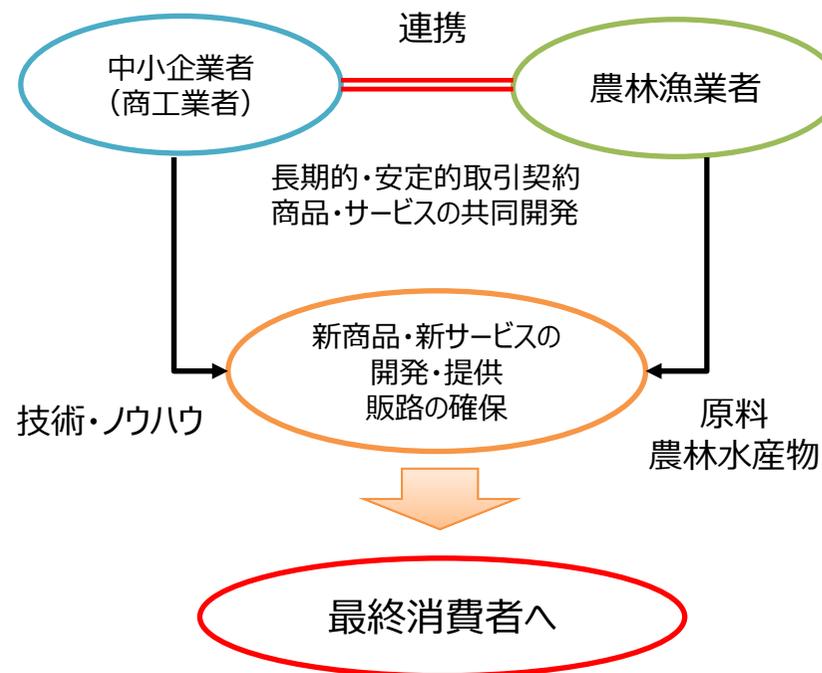


- 6次産業化は、農林水産物の付加価値向上を目指した、農林漁業者による生産と加工・販売の一体化等に向けた取組。
- 農商工連携は、農林漁業者と中小企業者が新商品や新サービスの開発・販路拡大等のため連携する取組。

農林漁業の6次産業化のイメージ (1次・2次・3次部門の一体化)

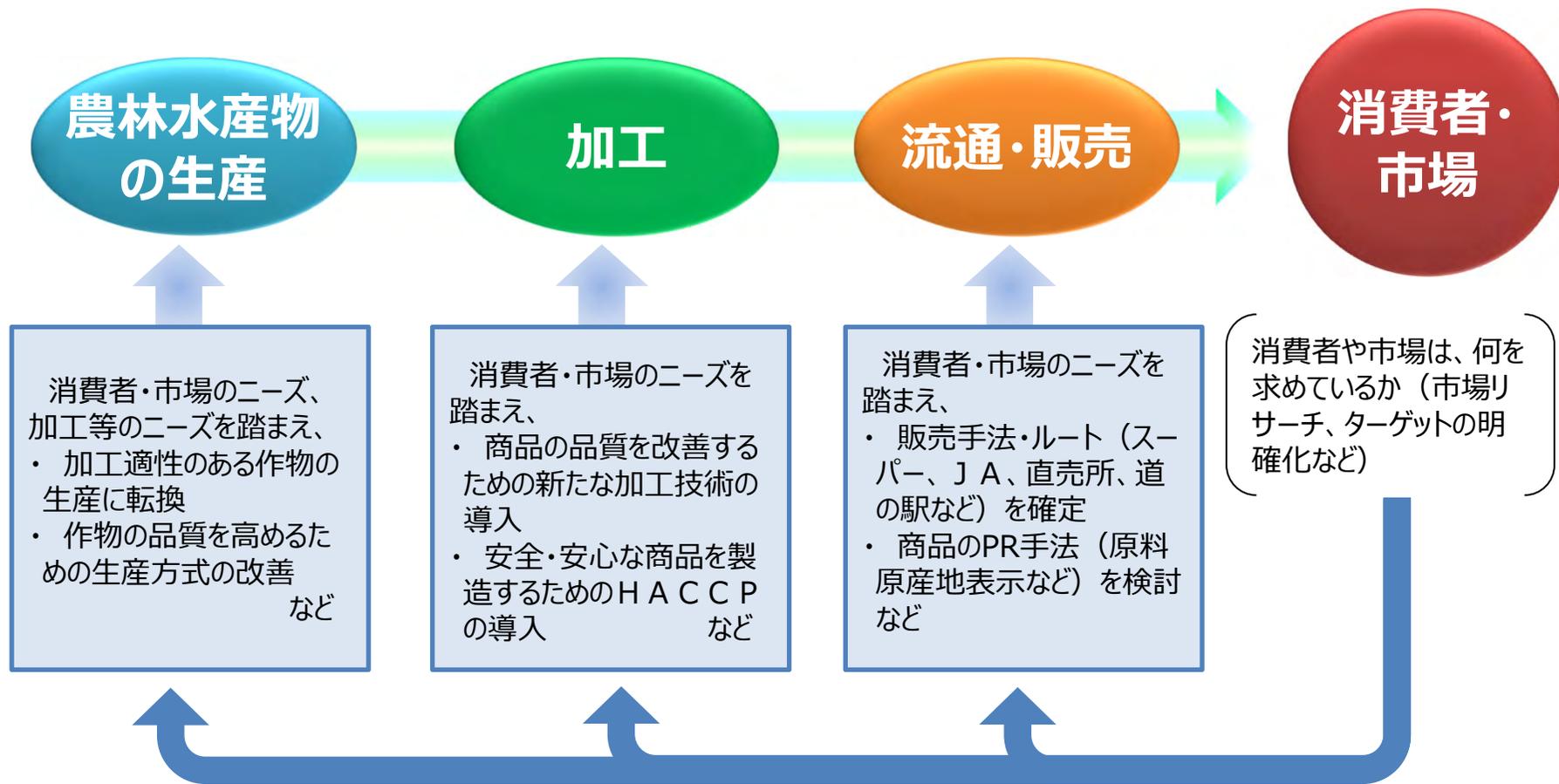


農商工連携のイメージ (地域の農林水産物と新技術・ノウハウの融合)



3 6次産業化のポイント

- 6次産業化に取り組む際には、生産、加工から流通・販売に至るまでのバリューチェーンを構築し、消費者や市場のニーズを踏まえつつ、流通・加工業者等のアイデア・ノウハウも活かしながら、農林水産物の生産をはじめ、加工、流通・販売のそれぞれの段階において、付加価値を高める工夫をすることが重要。



11 地域資源を活用した6次産業化の展開



- 農山漁村は、農林水産物をはじめバイオマス、土地、水など様々な地域資源が豊富であり、今後の経済成長へ向けた希少資源として、わが国の最大の強みのひとつ。
- 農林漁業者と他産業との新たな連携を構築し、生産・加工・販売・観光等が一体化したアグリビジネスの展開や、先端技術を活用した新産業の育成、再生可能エネルギーの導入等により、農山漁村にイノベーションを起こし、農林漁業を成長産業化。





Koryo Town

みなさんと共に「いい町」づくり

[本文へ](#) [組織から](#) [施設から](#) [よくある質問](#)

文字サイズ

標準

拡大

Googleカスタム検索

サイト内検索

[ホーム](#)
暮らしの情報
行政情報
施設・公園
観光・イベント
事業者の方へ[ホーム](#) ▶ [新着情報](#) ▶

「なりわい」(一般社団法人広陵町産業総合振興機構)の取組について

[2021年2月5日] ID:4407

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



「なりわい」のこれまでの取組を紹介します！

令和2年3月に設立した「なりわい」(正式名称:一般社団法人広陵町産業総合振興機構)は、これまで様々な事業を行ってきました。今回は、具体的にどのような事業を行っているのか、簡単にご紹介します！

※ 広報「こうりょう」令和3年4月号にも「なりわい」の特集記事を掲載予定ですので、ぜひご覧ください。

■ 「広陵くつした博物館」の運営

令和2年7月に広陵町ふるさと会館グリーンパレス1階でオープンした「広陵くつした博物館」の運営を行っています。

「広陵くつした博物館」は、町内にある靴下事業者の方々が持つオリジナルブランドの商品を購入することが可能な店舗となっており、様々なデザインや機能性、ストーリー性を持った商品がラインナップされています。

また、「こんな機能やデザインの靴下はないの?」「テレビや新聞で見たあの靴下はどこで買えるの?」と言ったご相談についても、「なりわい」がヒアリングし、商品の販売やご紹介をさせていただくことができますので、プレゼントやギフトなどに「広陵くつした」をぜひお買い求めください！



■ 町内で生産された農産物に対する支援

広陵町では、いちごやなすをはじめとした多くの農産物が生産されています。

一方で、農産物は天候などにより収穫量や品質が毎年異なり、生産者の方々が安定した収入を確保することが難しいため、広陵町においても農産物を生産される方が年々減少しています。

このような状況を改善し、広陵町で生産された農産物を多くの町民の方々にも食していただくため、「なりわい」では町内で生産された農産物が町内で消費されるための取組を支援しています。

そもそも「なりわい」とは?

広陵町の産業・農業・観光といった各分野が持つ特色や強みを生かした地域活性化を図るため、行政とは異なる組織(一般社団法人)として設立されました。

「町をまるごと商品化」することにより、町内の経済循環(生産・消費・収入)が更に活性化し、持続可能な経済成長、雇用、消費を生み出すことを大きな事業目的としています。

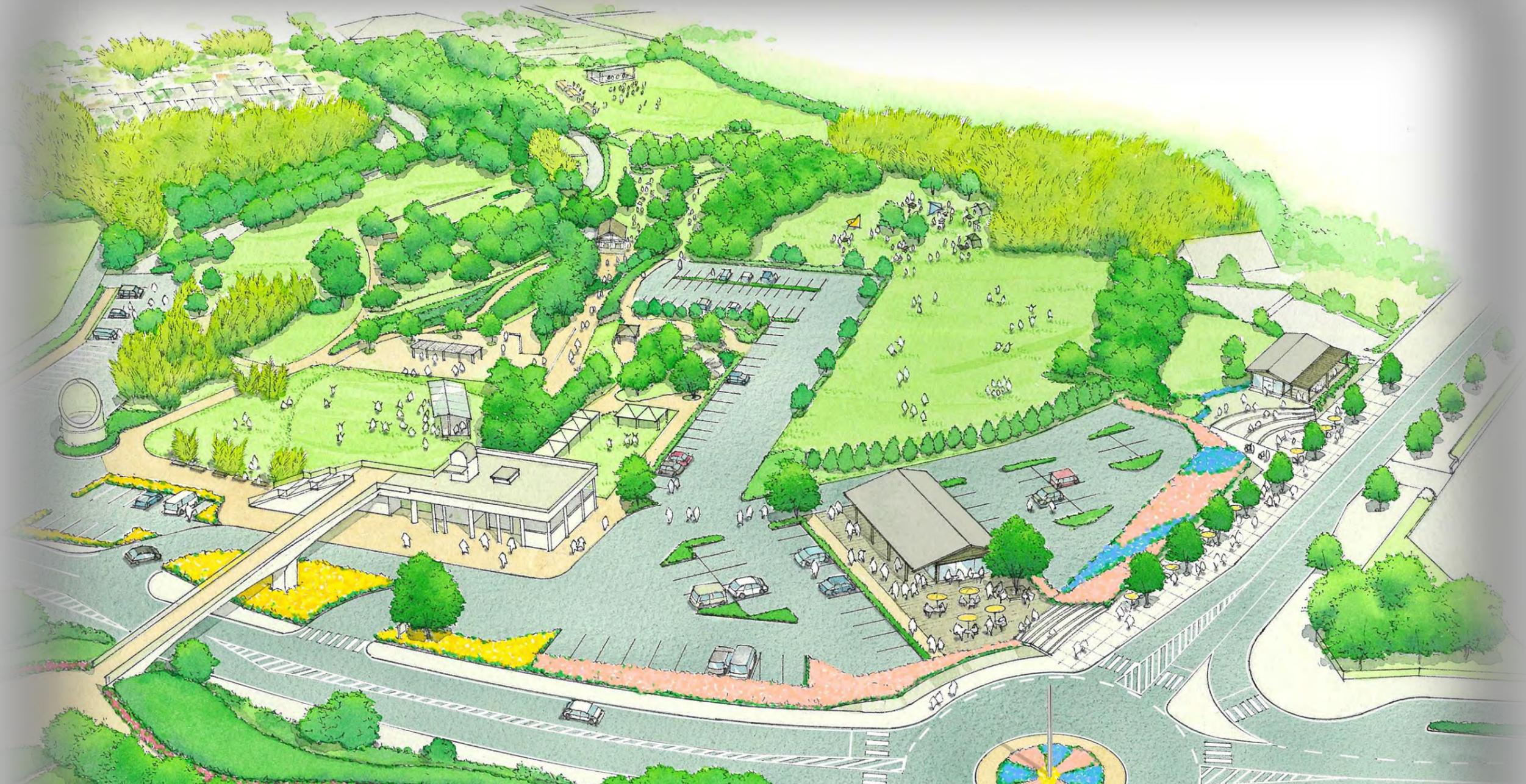
なお、「なりわい」という愛称には、私たちの暮らしが様々な方の産業(生業)により成り立っており、町内にある全ての産業(生業)をつなぐことで、広陵町を元気にしたいという思いが込められています。

※ 「町まるごと商品化」

業種を問わずに事業者同士が連携していくことにより、様々な分野にわたって事業を展開し、広陵町の産業すべてが「稼ぐ力」を持つ状態を表していきます。

「なりわい」(一般社団法人広陵町産業総合振興機構)の取組についてへの別ルート

[ホーム](#) ▶ [各課の窓口](#) ▶ [地域振興課\[庁舎1階\]](#) ▶ [お知らせ](#) ▶



広陵町 竹取公園周辺地区 まちづくり基本計画

令和3年7月

～目 次～

1. 広陵町 竹取公園周辺地区まちづくり基本計画策定の背景・目的
2. 事業主体
3. 基本計画図
4. 事業推進に向けた取組
5. 事業効果（K P I）について

1. 広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画策定の背景・目的

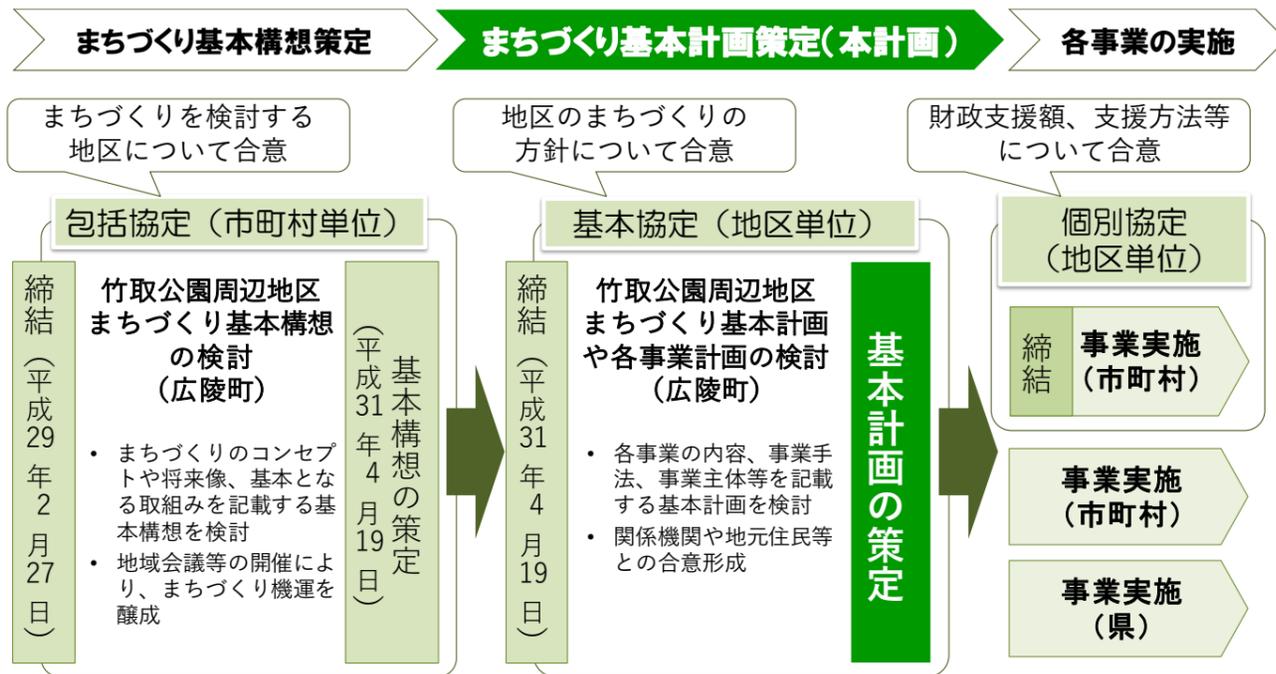
(1) 基本計画策定の背景・目的

広陵町と奈良県がまちづくりに係る取組に関して、平成 29 年 2 月 27 日付けで包括的な連携と協力に関する協定を締結、その後、竹取公園周辺地区におけるまちづくりのコンセプトや将来像、基本となる取組を記載した構想を策定し、平成 31 年 4 月 19 日付けで県との基本協定を締結しました。それら経緯を踏まえ、事業名、事業内容、事業主体、事業スケジュール、事業効果（K P I）等を明確にし、体系的に整理することで、複数事業の事業間調整を図るとともに、幅広い関係者が相互に連携しながら、効率的、計画的に事業を展開できるようにすることを目的として「広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

なお、計画策定の根底には、住民が安心できる健康で快適な生活環境を実現しつつ、公園や古墳などの地域資源を活かした賑わいのある住みよいまちづくりを進め、農業をはじめとする地域産業の創出に資する拠点の特色に応じた機能の充実や強化を図るとともに、町内のみならず広域的な拠点間相互の連携を図ることに留意するものとします。

まちづくり基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの方針に対し、必要な事業内容・事業主体等を地域の皆さんのご意見をいただきながら作成したものです。この計画を基本として、民間事業者、行政が協働して、各種事業を進めていきます。

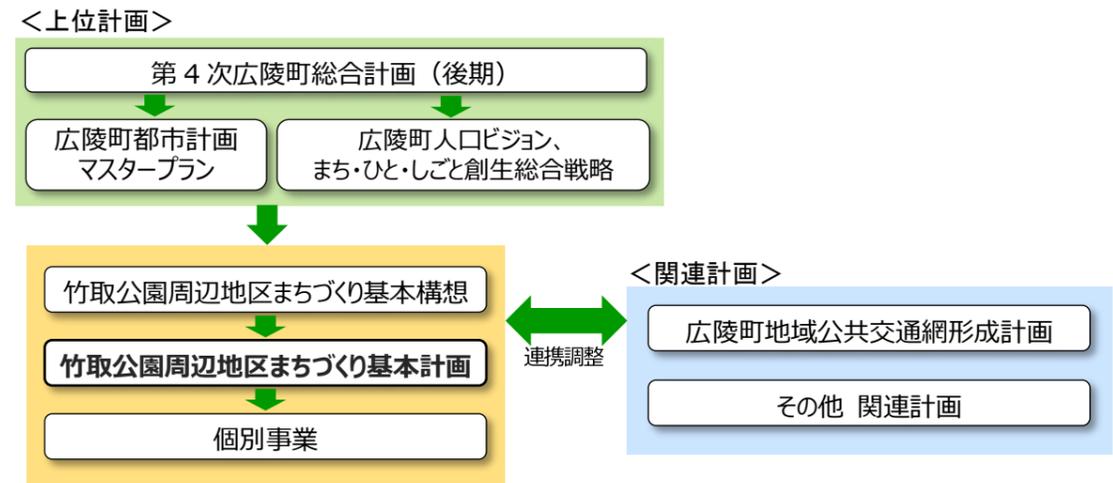
【本地区における連携協定の流れ】



(2) 基本計画の位置づけ

本基本計画は、町の上位計画である「第4次広陵町総合計画（後期基本計画）」や「広陵町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、竹取公園周辺地区を対象として、関連計画や県事業との十分な連携調整を図ることにより施策の相乗効果も期待しながら、まちづくりに資する施策を検討します。

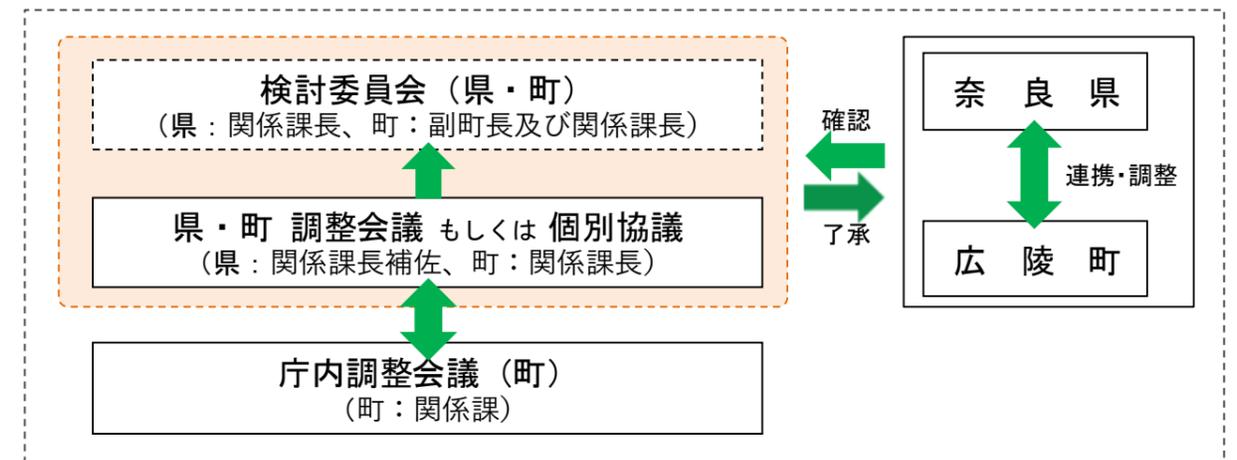
【基本計画の位置付け】



(3) 基本計画の運用方針

まちづくり基本計画を推進するため、奈良県と広陵町で検討委員会等を組織し、具体的な検討を進めることとし、必要に応じて、適宜計画内容を見直します。

【基本計画の組織体制】



※本計画はWSにより町民意見を反映した基本構想をベースとしている。

(4) まちづくり基本計画の体系の整理

基本計画策定に向けた検討を進めた結果、新たに見えたまちの特徴を踏まえ、基本構想に挙げたまちづくりの体系の再整理を行いました。

【まちづくりのコンセプト】

花讃道プロジェクト
～公園を核とした賑わいのまちづくり～

基本方針① 新たな賑わいの創出

- 町道上田部奥鳥井線は、馬見丘陵公園や竹取公園、特定農業振興ゾーン、古墳等の観光資源等をつなぐ地区のエントランスである。
- 特定農業振興ゾーンでは、近年、イチゴ観光農園や農業塾としてイチゴ研修施設を設置するなど、イチゴ産地の復活に向けた取り組みが行われている。

- 地区のエントランスとなる町道上田部奥鳥井線をパークストリートとして捉え、良好な沿道景観の形成や歩行者利便増進道路の導入等により、民間を活用した賑わいの創出を図る。
- 観光農園や直売所などを活用し、農産物やイチゴのブランド化・PRによる地域の魅力向上を図る。

基本方針② 地域資源の活用

- 崇山古墳は、国指定特別史跡に指定されている重要な観光資源である。平成12年度から史跡整備と発掘調査を継続して進めており、令和4年度に整備完了予定である。
- 竹取公園周辺には、崇山古墳をはじめ讃岐神社、新木山古墳などの地域資源が点在している。

- 崇山古墳を中心とした周辺整備を行う。
- 竹取公園や馬見丘陵公園と連携し、地域資源を活用した観光周遊ルートによる地区の魅力を向上する。

基本方針③ 竹取公園等の魅力向上

- 竹取公園と馬見丘陵公園という2つの特徴のある大規模公園が隣接しており、馬見丘陵公園は、花の演出、イベントの実施により広域からの集客力が高い。
- 竹取公園は地元中心に子どもが遊べる遊具や広場が充実しているが、開園25年が経過しており、一部の施設に老朽化がみられる。

- カフェやレストランなど竹取公園に新たな賑わい施設を整備する。産業総合振興機構と連携し地場産業活性化に向け、地場産品関連したイベントを行う。
- 竹取公園を地域が安心して集える空間として再整備するとともに、集客力の高い馬見丘陵公園と花のイベント等の連携による利活用の促進を図る。

基本方針④ アクセス環境の改善

- 竹取公園、馬見丘陵公園へのアクセスは自家用車が主体であり、イベント時には混雑するため、周辺の民間施設の駐車場等を臨時的に活用している。
- 最寄りの鉄道駅から地区へのバス路線はあるが、竹取公園に直接アクセスできるバス停はない。

- 公共交通の利用促進や駐車場（臨時含む）の増設により、地区へのアクセス性を高め、イベント時の利便性向上を図る。

基本方針⑤ 地域の情報発信

- 崇山古墳など歴史的価値のある地域資源や「かぐや姫伝説」など地域の魅力ある情報を発信する場が少ない。

- 図書館や公園館等の既存施設の活用や地域活性化を進めるため民間事業者との連携を図り、地域の魅力発信を図る。

・花讃道の由来

馬見丘陵公園は、馬見古墳群の保存を目的に整備された公園であり、そこへアクセスする道を古墳に参る道＝「参道（さんどう）」としてとらえ、また、公園の特徴である四季を彩る花を沿道にも植えることで花をたたえ親しまれる道となるよう「花讃道（はなさんどう）」と名付けた。
※ 馬見古墳群（馬見丘陵公園・竹取公園）へのメインアクセスとなる町道上田部奥鳥井線を「馬見花讃道」、竹取物語の舞台である讃岐神社にむかう道を「竹取花讃道」とする。

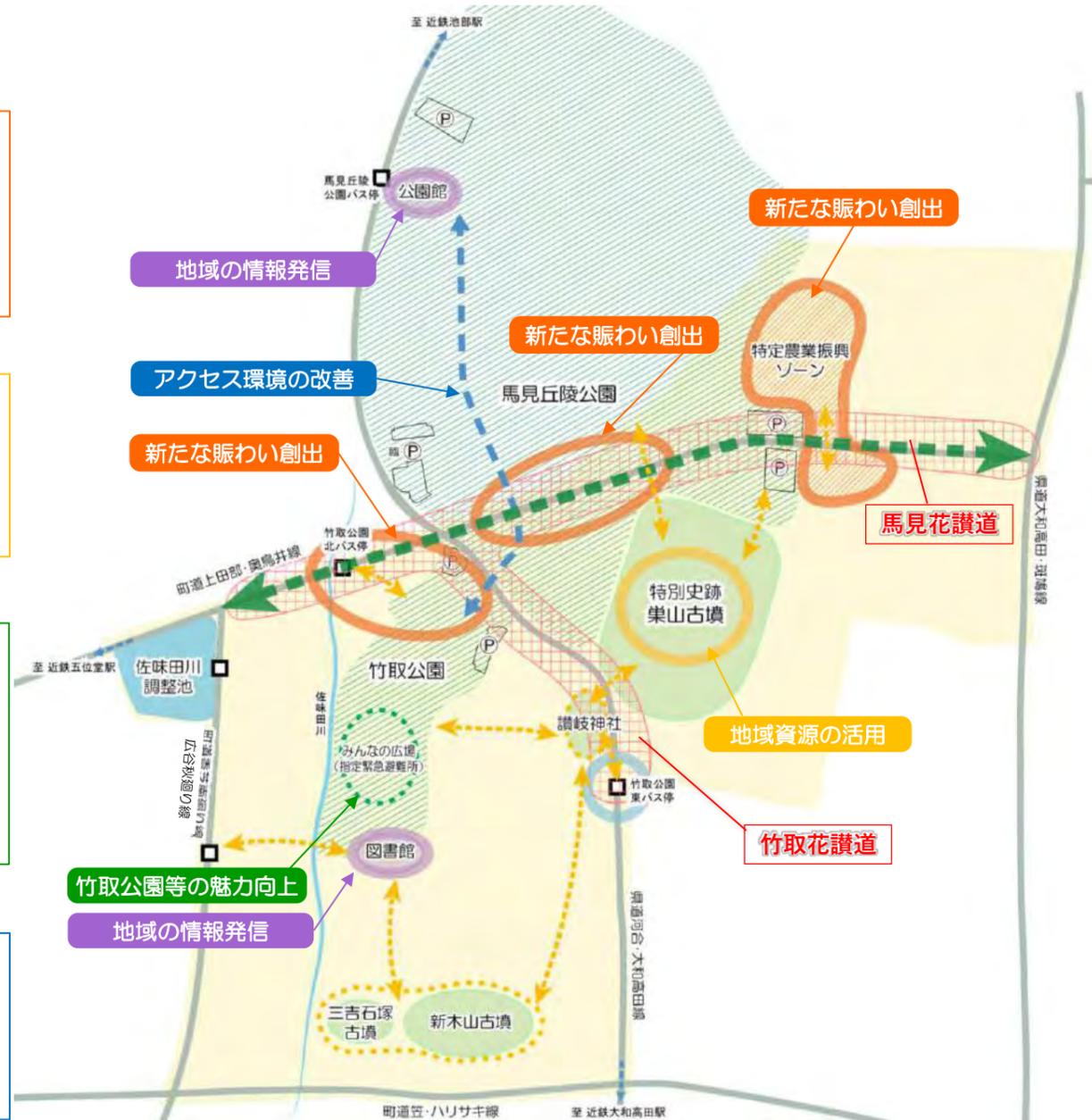


図. まちづくりのイメージ

(参考) 基本構想の概要

<地区の課題>

町の活力の向上

- 商業施設、飲食店が少ない
- 広陵町の特産品の品質力を活かしていない
- 樹木が生長繁茂し、町道上田部・奥鳥井線から公園内の景観が見えていない
- 街路樹も景観を損ねており、公園と一体となった景観形成が必要

歴史ロマンのまちづくり

- 栗山古墳は、国特別史跡に指定されている重要な観光資源であり、馬見丘陵公園や竹取公園との連携強化が必要
- 讃岐神社、三吉石塚古墳等の歴史的資源や図書館との連携が必要

安全・安心のまちづくり

- 竹取公園は、大型車両の進入路や防災施設がない
- 竹取公園の外周道路が狭く、公園灯がある部分以外については薄暗い

健幸のまちづくり

- 公園管理が徹底できていない
- 毎日いきいきと公園内外を散歩できるような取り組みがない

子育て・教育のまちづくり

- 竹取公園は、遊具や園路等が老朽化しており、小さな子どもを遊ばせる施設や一時的な雨風を凌ぐ場所がない
- 準用河川佐味田川について、水辺の活用ができる空間がない

快適生活のまちづくり

- トイレ施設は仕様が古く利用しにくい
- 周辺や公園内に飲食できるスペースや休息できるスペースが少ない
- 佐味田川防災調整池からの種子飛散が問題となっている

利便性の高いまちづくり

- イベント開催時には周辺道路で渋滞が発生する
- 鉄道駅から離れており、バス路線は、竹取公園への直接アクセスがない
- 地区内の県道河合大和高田線には歩道の未整備区間がある

その他（地域情報の発信）

- かぐや姫発祥の地である紹介ができていない
- 地区内の栗山古墳等の歴史的資源や図書館との連携がない

<まちづくりのコンセプト>



<まちづくりの方針>

- 基本方針① 新たな賑わいの創出
- 基本方針② 地域資源の活用
- 基本方針③ 竹取公園等の魅力向上
- 基本方針④ アクセス環境の改善
- 基本方針⑤ 地域情報の発信

<基本構想図>



基本計画では、基本構想に定めたまちづくりの方針の整理を行い、具体的な事業内容や事業主体をとりまとめる。

2. 事業主体

※本基本計画は、5年以内に完了または着手する具体的な取組に加え、それ以降の将来的な取組も含めて策定したものです。(5年経過毎に改訂予定)

町、県、または、民間事業者が事業主体となる以下の事業を想定しています。なお、計画区域全体に対する影響が大きく、多方面との調整による事業推進が必要なものを重点事業としています。また、各事業の実施にあたっては、地域住民との協働に向けた仕組みや体制づくりについて検討を行いながら、新型コロナウイルスの流行を踏まえた様々なニーズ、変化に柔軟に対応できるよう、各事業の検討を進めていきます。

基本方針①：新たな賑わいの創出

事業種別	事業名称	事業主体(例)	事業内容	短期スケジュール【R3(2021年)～R7(2025年)】						中長期スケジュール【R8(2026年)～】
				R2(2020年)	R3(2021年)	R4(2022年)	R5(2023年)	R6(2024年)	R7(2025年)	
ハード	【重点】 ①-A: 農産物直売所整備事業	町 産業総合振興機構	・既存管理事務所を活用し、竹取公園周辺の県の特定農業振興ゾーン等で採れる農産物の販売所を設置する。 ・管理事務所エントランス広場を活用する。			実証実験	計画・設計 ※公園魅力施設整備と連動	工事	運営	
	①-B: 商業・サービス施設の誘致事業	町	・エリア内には、商業施設等が少なく、来訪者及び地域住民の利便性を向上させるため、町道沿いに新たに商業施設を誘致する。		商業産業施設の誘致活動					
		町/民間	・町道沿いの竹取公園に近接するエリアにおいて、地場産業(靴下)に関する見学・体験施設等を導入し、竹取公園と連携を図る。	地区計画策定計画	設計	工事	運営			
	【重点】 ①-C: 町道上田部奥鳥井線沿道景観整備事業	町	・竹取公園の公園魅力施設整備に合わせて町道沿いの擁壁高を抑えた敷地造成とし、町道側への圧迫感を抑えた整備をする。				公園魅力施設整備に合わせた修景整備			
		県	・馬見丘陵公園外周は樹木が繁茂しており、町道から公園内の景色が見えないため、町道沿いの公園内植栽管理の頻度を高める。		町道沿いの公園内植栽管理				(継続実施)	
【重点】 ①-D: 町道上田部奥鳥井線歩行者利便増進道路整備事業	町	・歩道整備・無電柱化等の沿道景観整備を検討する。 ・道路空間の有効活用を図るため、片側2車線を1車線にし、巢山古墳西交差点のラウンドアバウト化について検討する。合わせてラウンドアバウトの中央島にシンボルとなるモニュメント設置を検討する。(県道との交差点のため県と調整) ・歩道を拡張して賑わいエリアとして整備し、民間の利活用等により、歩行者利便を増進する。 ・自転車通行帯を整備する。	基礎調査・実証実験	基礎調査・実証実験の結果を受け、関係機関と協議・調整						
ソフト	①-E: 農産物の流通促進・直売所運営母体の経営基盤強化事業	町 産業総合振興機構	・広陵町産業総合振興機構を中心として、新たな賑わい創出や6次産業化を推進し、農産物の高付加価値化、流通促進を担い、直売所の運営母体として経営基盤強化を図る。		産業総合振興機構の経営基盤強化 農産物の流通促進 ※公園魅力施設整備と連動				直売所の運営開始	
	①-F: イチゴのブランド化・PR事業	町	・広陵町の特産品(イチゴ)のブランド化の方向性を検討し、コンテンツを制作、PR・情報発信を推進する。HP等による情報発信とともに、来訪者への情報発信の場として観光農園・直売所を活用する。				方向性検討	コンテンツ制作	(HPでの)PR・情報発信	
		町/民間	・観光農園の運営により、利用者に広陵町の農産物・特産品に触れてもらう機会をつくる。		観光農園の運営				(継続実施)	
	①-G: 地場産業PR事業(地場産業のPR、イベントの開催)	町/民間	・竹取公園のイベント等と連携して、広陵町の農産物・特産品、地場産業などのPR、イベントを開催する。情報発信の場として、公園館や図書館等を活用する。			地場産業等のPR・情報発信 イベント開催			(継続実施)	

基本方針②：地域資源の活用

事業種別	事業名称	事業主体(例)	事業内容	短期スケジュール【R3(2021年)～R7(2025年)】						中長期スケジュール【R8(2026年)～】
				R2 (2020年)	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)	
ハード	【重点】 ②-A: 巢山古墳周辺整備事業	町	・国特別史跡に指定された巢山古墳について、周辺整備（ウォーキング・ランニングコース、馬見丘陵公園等からのアプローチ等）を行う。	巢山古墳周辺整備						
	②-B: 巢山古墳周辺の視点場確保	県	・馬見丘陵公園内から巢山古墳への視認性を高めるため、巢山古墳に隣接し、樹木が繁茂するエリアの植栽管理の頻度を高める。	巢山古墳への視点場での公園内植栽管理						(継続実施)
	【重点】 ②-C: 巢山古墳・讃岐神社等へのアクセス等整備事業	町/県	・巢山古墳周辺整備に合わせて、駐車場からのアクセス道整備、南側エントランス部の広場整備（馬見丘陵公園入口との一体化）を行う。	調整 植栽整備						
		町/県	・町内外からのアクセス環境改善を図る。特に竹取公園周辺について歩行空間の改善を図る。 ・①-Dの事業に合わせて、竹取公園出入口の右折進入レーンの設置を検討する。	計画・設計						整備
		町	・周遊ルートとして讃岐神社参道等の整備を行い、魅力化を図る。 ・トイレを新設する。（巢山古墳や讃岐神社の利用者向け）	計画・設計						整備
	②-D: 周遊ルート(歴史の道)サイン整備	町/県	・広陵町ウォーキングマップに基づき、竹取公園・馬見丘陵公園を中心としたサインシステムを計画、案内板等の設置により周遊ルート（歴史の道）を整備する。 ・馬見丘陵公園の案内サインと連携する。	板面差し替え						
ソフト	【重点】 ②-E: 古墳VR映像コンテンツ作成	町	・VR映像技術を活用し古墳の歴史学習の機会を新たに設ける。	巢山古墳VR映像作成						
	②-F: 歴史的資源の活用事業 (古墳めぐりツアー、イベントの開催)	-	・馬見丘陵公園内等で古墳めぐりツアーを継続的に実施する。	ツアーの継続開催						(継続実施)
		町	・巢山古墳外堤を利用したイベント（クロスカントリー、マラソン、フォトロゲイニング等）やドッグウォークの社会実験を開催し、町内外へ古墳群や地域の魅力をPRする。	新規イベント実施						(継続実施)

基本方針③：竹取公園等の魅力向上

事業種別	事業名称	事業主体(例)	事業内容	短期スケジュール【R3(2021年)～R7(2025年)】						中長期スケジュール【R8(2026年)～】	
				R2 (2020年)	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)		
ハード	【重点】 ③-A: 民間活力による公園魅力施設整備事業	町/民間	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の賑わいを創出するため、竹取公園の魅力を活かしたカフェ・レストラン等を整備する。 ・災害時の活用を想定し、防災倉庫を併設する。 		基本計画 ※農産物直売所と連動		事業者公募 基盤設計	工事	モニタリング		
		民間					施設設計	工事	運営開始		
	③-B: 公園施設(遊具等)リニューアル事業	町	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の進んでいる竹取公園の遊具について、「公園長寿命化計画」に基づき遊具・園路をリニューアルし、安心して遊べる公園として魅力向上を図る。 ・既存トイレを改修する。(老人、子育て世代向け) 		計画に基づく遊具のリニューアル						(継続実施)
	③-C: エントランス改修事業	町	<ul style="list-style-type: none"> ・竹取公園のエントランス部を改修し、一部駐車場、サイクルポート及びバスの乗入れ場として活用する。 ・修景池を埋め立て芝生広場とし、ミニステージを設置する。 ・①-Dの事業に合わせた出入口付近の改修を行う。 		計画	設計	エントランス整備				
	【重点】 ③-D: みんなの広場改修工事	町	<ul style="list-style-type: none"> ・竹取公園の多目的広場を災害活動拠点として活用するために、広場改修計画・設計・整備を行う。 ・イベント時に利用できる常設ステージを新設する。 ・活動拠点(常時：イベント等のステージを想定)とヘリポート離着陸、資材搬入場所を整備する。 		計画	設計	広場整備				
	③-E: 佐味田川左岸道路の拡幅整備(みんなの広場への橋梁含む)	町	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の出入り口・アクセス道路を整備する。 				計画	設計	工事	運用開始	
ソフト	【重点】 ③-F: 公園連携イベント事業	町/県	<ul style="list-style-type: none"> ・竹取公園で、花や古墳、農産物(イチゴ等)、スイーツをテーマにしたイベントを馬見丘陵公園のイベントと連携して開催する。 		企画	イベント連携開催			(継続実施)		
	③-G: 花の彩の展開事業	町	<ul style="list-style-type: none"> ・馬見丘陵公園と花壇に植える品種の調整を行い、竹取公園でも賑わい創出のためのイベントを開催する。また、花壇の維持管理を行う。 		品種の調整		イベント実施の調整 花壇の維持管理		(継続実施)		
	③-H: 地域情報の発信事業(広陵町図書館の活用)	町	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を情報発信の拠点として活用し、町のPR、移住定住者や関係人口の創出を図る。 		ツール作成	情報発信			(継続実施)		

基本方針④：アクセス環境の改善

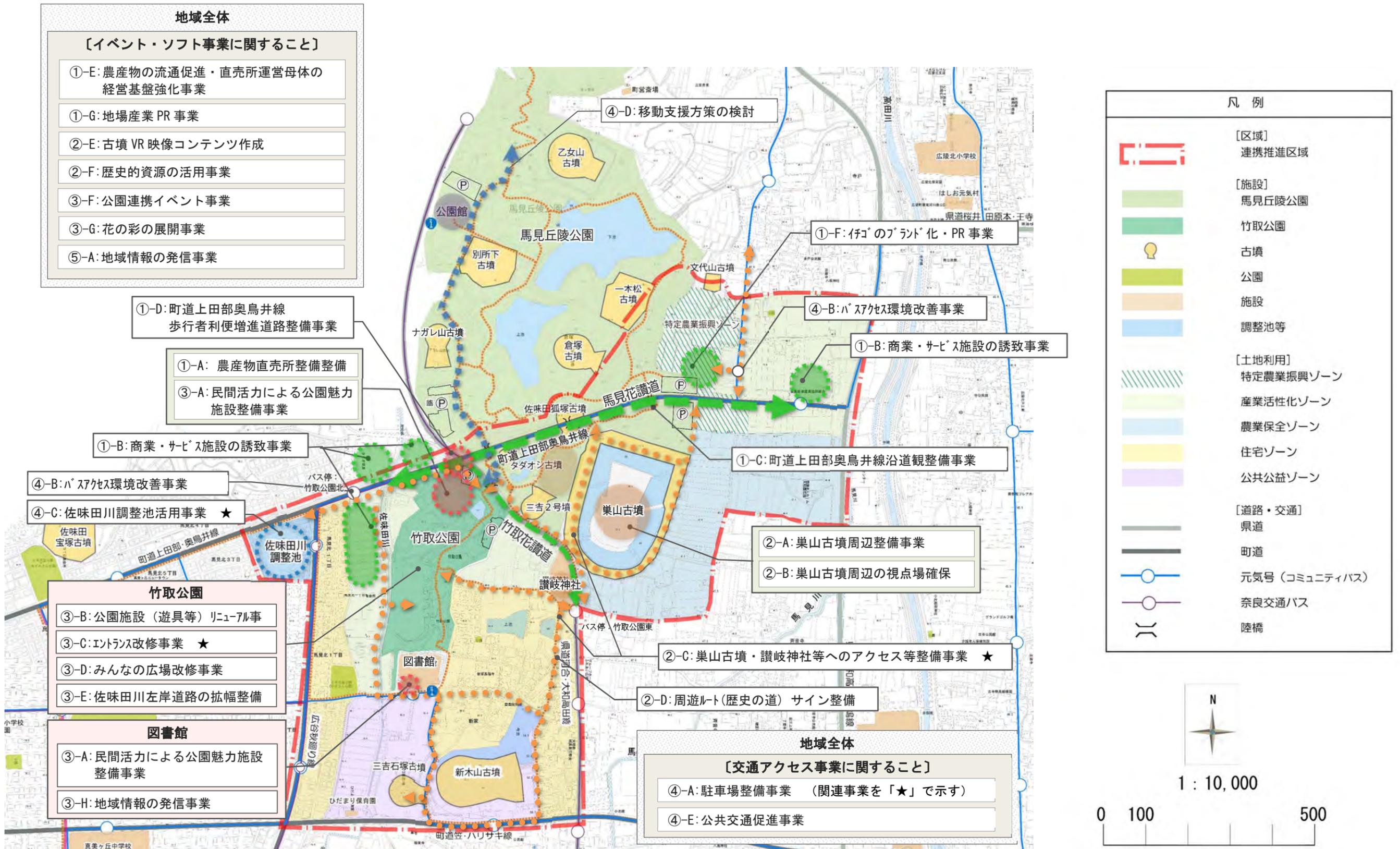
事業種別	事業名称	事業主体(例)	事業内容	短期スケジュール【R3(2021年)～R7(2025年)】						中長期スケジュール【R8(2026年)～】
				R2(2020年)	R3(2021年)	R4(2022年)	R5(2023年)	R6(2024年)	R7(2025年)	
ハード	④-A: 駐車場整備事業	町	・竹取公園、巢山古墳、讃岐神社は、自動車によるアクセスが主であり、イベント開催時には渋滞が発生するため、駐車場の確保・整備や案内誘導を検討する。 ・民間活力導入に合わせて、駐車場管理のあり方についても検討する。		計画	設計	整備			(継続実施)
	④-B: バスアクセス環境改善事業	町/ バス事業者	・駅から竹取公園や観光農園への公共交通によるアクセス環境を改善するため、バス停の追加など路線再編を検討する。 ・土日祝のみの竹取公園への乗り込み等を検討する。							(継続実施)
	④-C: 佐味田川調整池活用事業	県	・佐味田川調整池は、都市内緑地としてのニーズが低下し、周辺住民から苦情が出ていることから、状況に応じて樹木伐採・伐根を実施する。	伐採 伐根						
町/県		・佐味田川調整池の対策量 74,400m ³ を確保しつつ、地元住民とともに多目的広場として常時の活用方法を検討し、関係機関と協議を行う。		活用方法の検討			検討結果を受け、 関係機関と協議・調整			
ソフト	④-D: 移動支援方策の検討	町/県	・馬見丘陵公園、竹取公園内の移動支援方策として、トラムルート試行・延伸の検討を行う。							試行・延伸
	④-E: 公共交通促進事業	町	・公共交通（コミュニティバス）の利用を促進するため、キャッシュレス決済、ポイントカード制度、バスロケーションシステムの導入など公共交通利用促進方策を検討し、実施する。 ・企画切符等の検討を行う（竹取公園で使える割引券やイベントに連動した切符など）。							公共交通利用促進方策の検討・実施 (継続実施)

基本方針⑤：地域情報の発信

事業種別	事業名称	事業主体(例)	事業内容	短期スケジュール【R3(2021年)～R7(2025年)】						中長期スケジュール【R8(2026年)～】
				R2(2020年)	R3(2021年)	R4(2022年)	R5(2023年)	R6(2024年)	R7(2025年)	
ソフト	⑤-A: 地域情報の発信事業	町	・SNSの活用により、広陵町内のタイムリーな情報を発信する。また双方向の発信方法を検討する。 ・地域住民との協議に向けた仕組みや体制づくりについて検討する。		ツール作成					情報発信 (継続実施)

3. 基本計画図

竹取公園周辺地区のまちづくり基本計画図は、以下に示すとおりです。

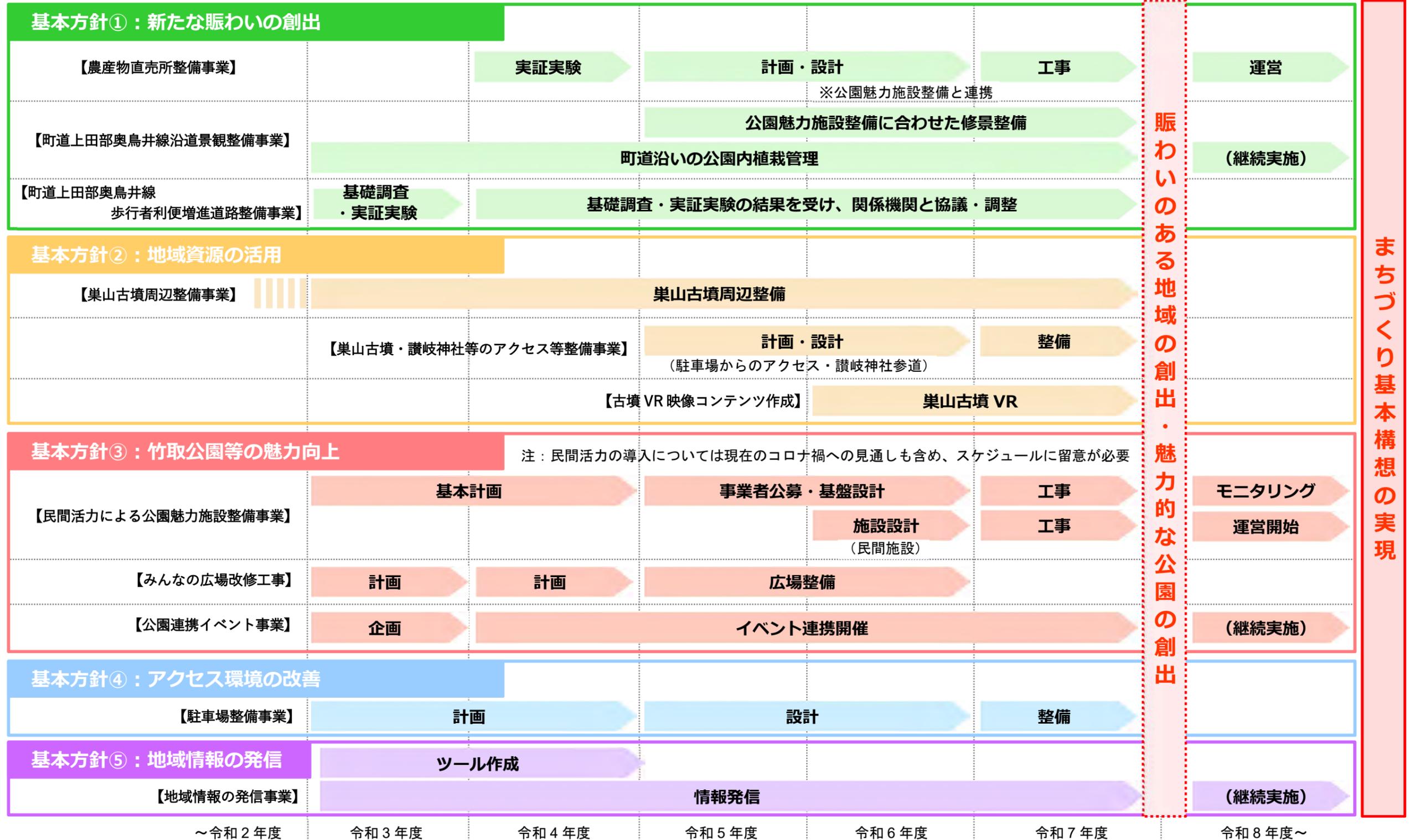


※) 元気号(コミュニティバス)路線は、令和元年10月1日に見直し 8

4. 事業に向けた取り組み

まちづくり基本計画の実現に向けて、基本方針毎に整理した事業について、スケジュールやタイミングを明確にするとともに、各事業がどのような役割を果たしているかを意識し、地域住民、農業従事者、民間事業者、行政が協働して戦略的に取り組みます。

■ 事業推進に向けた取組イメージ



5. KPI

事業効果評価指標（KPI）の設定については、今後の運用面を鑑み、「広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版」等の関連計画で設定している評価指標を参考として抽出し、本地区における目標値を設定します。

■ 事業効果評価指標（KPI）の参考指標

指標分野	指標	現在値	目標値	出典資料
町民の満足度	公園・緑地の整備状況に関する町民の満足度	63%（平成27年度）	68%（令和3年度）	広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版
町民の満足度	道路の整備状況に関する町民の満足度	37.7%（平成27年度）	40%（令和3年度）	広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版
観光・交流	かぐや姫まつり来場者数	18,300人（平成27年度）	30,000人（令和3年度）	第4次広陵町総合計画後期基本計画
観光・交流	文化財ガイド案内件数	17件（平成26年度）	40件（令和3年度）	広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版
観光・交流	当町への訪問者数の増加（馬見丘陵公園・竹取公園周辺のRE S A S人口流動メッシュ分析合計ベース（ピーク月））	92,000人（平成30年度）	94,000人（令和2年度）	広陵町中小企業小規模企業振興基本条例に基づく「広陵町産業総合振興機構」設立による各産業分野の雇用創出計画



■ 事業効果評価指標（KPI）の設定

指標分野	指標	現在値	目標値（令和8年度）
町民の満足度	公園・緑地の整備状況に関する町民の満足度	74%（令和2年度）	78%
町民の満足度	道路の整備状況に関する町民の満足度	45%（令和2年度）	50%
観光・交流	かぐや姫まつり町外来場者率	53%（令和元年度）	60%
観光・交流	文化財ガイド案内件数	34件（令和元年度）	50件
商業・地域活性化	農産物直売所における地域特産品の購入者数	—	50,000人
商業・地域活性化	歩行者利便増進道路周辺の出店件数	—	50件